

アングロ＝サクソン社会における奴隸の再検討

伏 島 正 義

目 次

第Ⅰ部 序 論

第1章 はじめに

第2章 わが国におけるアングロ＝サクソン期の奴隸をめぐる議論とその問題点

第3章 本稿の分析視角〔以上本誌〕

第Ⅱ部 本 論

第1章 アングロ＝サクソン諸法典の検討

第2章 遺言状、解放状、ドゥームズデー・ブック等の検討

第Ⅲ部 結 論

第Ⅰ部 序 論

第1章 はじめに

かつて筆者はアングロ＝サクソン (Anglo-Saxon)¹⁾ 社会の奴隸の研究に触発され²⁾、いわゆるゲルマン民族大移動後に編纂、成立したゲルマン諸部族法典 (Leges Germanorum) を史料としてゲルマン社会の奴隸形態について研究した³⁾。但し、その際A-S期の奴隸については先学の研究を前提とし、筆者自身は史料に基づく具体的検討は試みなかった。本稿は上記諸部族法典で得られた結論、予測はひとまず差し置き、なによりも A-S 社会における奴隸について史料に基づき、正面から検討を試みるものである。

ところでイギリス史を検討する場合、まずイギリス本国および欧米の研究者による、これまでになされた重厚なイギリス史研究の成果の再検討から開始することが常道とされる。しかし後述のごとくこれまでになされた主な研究者は、本稿においては主要な課題として扱われる奴隸について、各研究課題の一要素ないし副次的項目とし、必ずしも中心的検討課題とはせず、いわんや史料たる法典類の規定自体の解釈論にまで立ち入って検討しているとはいえない。最も新しい研究といえる David A. E. Pelteret による学位論文 “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence, 1976” といえども例外ではない。当該論文は9世紀末期から12・13世紀頃を年代的範囲とし、その期間内において “þeow”, “esne” などの “slave” の言及されている法典、特権状、解放文書、遺言状などの史料を涉獵し、

その社会経済的条件を検討したものである。当該論文の特徴的要点の第1は、それら諸史料にみられる“slave”について、一方において“chattel”としての社会的性格を指摘し、他方において一定の法的権利能力の享受を指摘するものの、その相互の関係については論及していない。換言すればかれらが厳密な意味での奴隸であったのか否かという身分ないし階級的観点からの問題それ自体については明言せず、しかも論述に使用する語彙としては“slave”を一括使用し、かくしてこれら“slave”が社会経済的に徐々に上昇し、“bovarii”, “cottari”等に移行することを説明するものである。さらに指摘すべきは、わが国の下記の研究者が取組んだ奴隸形態については特に議論することなく、全体としては静態的な論述となっている。第2の要点は第1の要点の帰結として、問題とする“slave”的所属社会が奴隸制社会であったか、農奴制社会であったかといふいわば社会構成上の論点については議論の対象とせず、したがってそうした観点については言及していない。このような特徴は、その分析の方法、問題意識に起因するものであり、当該論文の扱う年代的範囲にその理由があるとは思われない。これに反して後述のごとくわが国の下記の研究者は当該年代を含めた全A-S期を対象とし、“þeow”, “esne” etc.（とりあえず「奴隸」とされる）の言及されている諸法典、解放文書、遺言状、特権状などを採り上げ、しかもその規定、関係箇所それぞれの解釈論にまで立ち入り、「奴隸」について詳細に検討しておられるのである。したがって当該 A. E. Pelteret 論文にかくのごとき限界のある以上、本稿においてはわが国の研究者の所説に対する批判的再検討を中心軸に据えつつ、これまでになされた主要なイギリス、その他欧米の研究者の所論に言及し、その批判的検討を試み、議論を進めることができると判断する。

《註》

- 1) “Anglo-Saxon”以下“A-S”と略記する。
- 2) その発端となったのは、三好洋子著『イングランド王国の成立』1967年。本稿では第2刷1983年も利用する。以下『王国の成立』と略記する。
なお、本稿で以下論考を展開する過程において、筆者の見解に肯定的（賛同的）であれ、否定的（批判的）であれ、筆者の論述の根拠となった他の研究者の主張等については、筆者による曲解を避けるため、また自他の区別を明瞭にするため必要と思われる部分は多少の煩わしさは厭わず引用、提示する方針である。
- 3) 拙稿「部族法典にみる奴隸について」『歴史学研究』No. 454, 1978年。

第2章 わが国におけるアングロ＝サクソン期の奴隸をめぐる議論とその問題点

さてわが国におけるイギリス史研究は、他のヨーロッパ史、とりわけドイツ史、フランス史などと並んで盛んに議論されている研究分野といえる。イギリス史研究の中で時代的に初期の研究分野たるA-S社会に関する研究分野についても例外ではない。現在A-S社会に関するいかなる点に問題が提起され、議論されているかについて、その概要是すでに公表され¹⁾、筆者の愚筆を

労するまでもない。そこで詳細は後に譲るとし、特にわが国における A-S 期の奴隸に関する議論についてここに一言すれば次のとくその問題点を指摘することができる。

まず田中正義氏は「早期サクソン＝イングランド奴隸考」、「後期サクソン＝イングランドに於ける奴隸解放」²⁾、青山吉信氏は「サングロ・サクソン社会に於ける奴隸について」、「アングロ・サクソン奴隸一補論」³⁾、三好洋子氏は「奴隸」⁴⁾、以上それぞれを主な論考としてそれぞれの所説を開陳されている。その議論の第 1 の要点は、3 氏はともに A-S 期のとりわけおよそ西暦 9 世紀を下限とする年代、つまり A-S 前期において奴隸の存在は認めるものの、当該社会を奴隸制社会として認識するか否か、あるいはそのいずれとも断定しないのか、つまり社会構成上の問題である。第 2 は A-S 期全般において、史料にみる「奴隸」とされる用語 “beow”, “esne” 等は、その邦語表現は異なるものの、「小屋住み奴隸 (servus casatus)」、「有産奴隸」；「動産 (型) 奴隸」、「被給養奴隸」、これら 2 類型のうち、いずれを主要な形態として認識するか、つまり奴隸形態の問題である。これらの論点をめぐる議論は現在もいまだ決着をみることなく、並行のまま推移しているように思われる。このような学界状況にあって、筆者はもとよりイギリス史とりわけ A-S 期を専攻分野とするものではないものの、上記卑見に秘められた観点を念頭に置きつつ、A-S 期の奴隸をめぐる上記 3 氏の所説を批判的に再検討してみるならば、3 氏間に展開された議論の不咬合を整理することができるのみならず、奴隸形態に関する一定の歴史的発展の塑像を鋤出することができるようと思われる。しかもその塑像は A-S 期に限定されない、より広い世界史的視野において適用を試みる可能性も皆無ではないようと思われる。

まずわが国の研究者のうち、特に上記 3 氏のそれぞれの所説を上記それぞれの論考において、しかも奴隸形態をいかに理解するかという論点に議論を絞って、その概要をあとづけてみよう。田中正義氏は「早期サクソン＝イングランド奴隸考」において、まず、“beow”, “esne” 等の実態を究明すべく取組まれ、その史料として諸法典の諸規定を挙げる。その使用法典を列挙すれば、エセルベルト (Æthelberht) (r. 560~616) の法典、フロスヘレ (Hlothhere) (r. 673~685)・エアドリック (Eadric) (r. 685~686) の法典、ウイトレド (Wihtred) (r. 690/691~725) の法典、イネ (Ine) (r. 683~725) の法典、アルフレッド (Alfred) (r. 871~899/900) の法典。以上ほぼ 6 世紀から 9 世紀末にわたる法典の各条項を史料として、そこにみられるセーオウ、エスネは「人格的非自由性一人身的奴属性を表はすものとしての『奴隸』」(p. 163) であったことを確認する。しかもその奴隸は「本来的氏族制的身分秩序より疎外されたる存在」(p. 186) であり、「物権法に支配せられ、その性質上物として觀念され」(p. 191), 「家畜の如き動産の一部として觀念せられた」(p. 191) 存在であった。しかしながらかれら奴隸は「権利能力、財産能力が全く欠如してゐたと考へる訳にはいかない」(p. 197) のであり、「彼等自身の事実上の *peculium* を有してゐたのであり、否そのやうな彼等の『特有財産』（家畜その他の動産）はいま法的にも認

められてゐたのである。」(p. 197) それのみではない。さらに「婚姻能力を有していた」(p. 197) のである。こうした属性を有するかれら 奴隸はチオルル (ceorl) 自由農民の「家族員中に算へ (られ) … 家長の保護権 (mundbyrd) の下に立つ……『父家長制奴隸 (patriarchalische Sklaverei)』(p. 198) であった。しかもかれらの経済的役割はチオルル自由農民換言すればハイド (hide) 農民の「補助的労働力」(p. 198) であった。したがって当該 A-S 早(前)期社会は社会構成としての奴隸制社会ではなかった。

以上の要点は他の論考「後期サクソン＝イングランドに於ける奴隸解放」の冒頭に要約されている。筆者にとって重要な論点が含まれているので煩を厭わず引用すれば、「ほぼ第八世紀末までの『アングロ＝サクソン時代』の早期……父家長制奴隸制……は存し、彼等はいま法的には人格的非自由性 (personal slavery or bondage) を表わす者ではあったが、然し乍ら又屢々単に奴隸主たる自由民の給與にのみ依存せず、保有奴隸的性格を示した。」(p. 245) しかしかれらは「ほぼ第九世紀以降『ノーマン＝コンクエスト』(1066) に至るアングロ＝サクソン時代後期……愈々一般にその保有奴隸としての性格を露はにし……没落せるハイド的 土地所有の自由農民とその社会的経済的実体に於て相近似するに従って、爰に漸く後者と共に中世的隸農層の裡に自己を解消」(p. 245-246. 傍点筆者) していったのである。この A-S 後期に姿を消してゆく 1 つの過程として「奴隸解放」の様子をさぐらんとするのが当該論考であった。奴隸解放状 (manumission) として、ほぼ 10 世紀中頃の聖アウグスティン (St. Augustin) 修道院所蔵福音書、9 世紀中頃のボドミン (Bodmin) 会堂旧蔵福音書、11 世紀中頃のバース (Bath) 修道院旧蔵福音書、10 世紀末のリベル・ヴィタ (Liber Vitae)、以上それぞれに言及された都合 16 葉 (氏の書中記載符号 [a]～[p]) を挙げ、その史料的検討の結果として、その解放が「抑々その主人の自由意志に基づくものなることは言を俟たない」(p. 259) もの、自ら解放を成し遂げた奴隸の少なくないことを指摘し、「彼が解放せられる以前に於て、事実上自己の *peculium* を有し、自己の身代金の支拂能力あるところの、『保有奴隸』であった」(p. 262) と論断し、A-S 早(前)期社会において想定された当該奴隸形態を補強する論拠とされている。

次にはほぼ 10 世紀中頃から 11 世紀後半に成るアルフレッド大王 (Alfred), 司教テオドレッド (Theodred), シャーフツベリ (Shaftesbury) 尼僧院長 ウィンフレッド (Wynflaed) 等 17 葉の遺言状 (will) (氏の書中記載符号 [α]～[ρ]) を史料として検討し、そこにみられる解放奴隸の多くは「主人の食卓から食餌を給せられ」(p. 279) る「被給養奴隸」(p. 279) であったと解されている。しかし一方においてこのような解釈を試みられながらも、他方においては 9 世紀後半から 11 世紀初頭に成る貴婦人ウルフワル (Wulfwaru), 徒士ブリフトリック・グリム (Brihtric Grim) 等 6 葉の遺言状 (氏の書中 pp. 279～283) を分析することにより、「土地を經營するに直接必要な、生ける夫れ一家畜 (livestock) を始めとするすべての stock……と共に、土地の附

属物件の一つとして、土地の移譲に際しては元来土地と共に譲渡せらるべき・土地に緊縛されたる状態に在る多くの者の存したことが推論される」(p. 285) として、土地等の生産手段・用具といわばワン・セットとなって移譲される奴隸を推論される。さらにこの推論を前提として次に 11 世紀中頃に成るスールケテル (Thurketel) およびケテル (Ketel) の 2 葉の遺言状 (氏の書中 pp. 285, 288) を例証とすることにより、ここに「その奴隸なる法的身分より解放せられた」(p. 285) 「火を賭るよりも瞭かなる」(p. 289) 「保有奴隸」(pp. 285, 289. 傍点筆者) を「ほぼ決定的に実証せられる」(p. 285) とされるのである。

以上氏の主張の要点は、第 1 に、ほぼ 8 世紀末を下限とされる A-S 早(前)期に存在した奴隸は物権法に基づく物ではあるものの、事実上のみならず法的にも特有財産を認められた「小屋住み奴隸 (servus casatus)」、「保有奴隸」であった。第 2 に、9 世紀以降より始まる A-S 後期においては、一方において「保有奴隸」はその属性として中世的隸属農との近似性において理解すべきものとされる。しかし他方において、ほぼ 10, 11 世紀に成る各種解放状、遺言状などの分析から特有財産 (ペクリウム) を有し、不動産として扱われるいわばワン・セット論に基づく土地付き奴隸 (小屋住み=保有奴隸) を推論されるのである。

以上氏の要点から次の疑問ないし問題点を指摘せざるをえない。その第 1 は、氏が A-S 早(前)期にその存在を想定される、一語で表現すれば小屋住み奴隸に対して、一方において物権法に基づく物と解し、他方において特有財産の法的承認を想定、賦与している点である。筆者はこの点に理論的矛盾、疑惑を払拭しえない。これは氏の論拠つまり史料の操作方法および解釈に関わりがあるように思われる。第 2 は、氏が一方において A-S 早(前)期とりわけ 7 世紀末から A-S 後期とりわけ 10・11 世紀という A-S 期の全期間を通して小屋住み奴隸の一般的存在、換言すれば奴隸形態それ自体に基本的に異質なき等質の存在形態を主張され、他方において A-S 後期にその存在をみる当該奴隸形態小屋住み奴隸は農奴に近接せるものと解すべきであると主張される点である。そこで氏の主張を出発点とするならば、次の 2 つの理論的演繹が可能であると筆者は考える。その第 1 は、小屋住み奴隸はそもそも農奴に近似せるものであり、かくのごとき属性の小屋住み奴隸が A-S 社会の早期より後期に至るまでの全期間存在したという仮説である。第 2 は、A-S 後期にみられる小屋住み奴隸は、その属性とりわけ農奴的属性が後期に至って発現したとするならば、A-S 早期のそれと形態的に一見同一にみえるとしても、その実態とりわけ法的側面になんらかの変化が A-S 後期に生起した、という仮説である。したがってこの仮説は、A-S 期の早期と後期それぞれにみる小屋住み奴隸はその表象的形態を以てこれを等しく論ずることには問題がある、という議論を指向する。さて、ここに確認すべきは氏がこの第 2 の演繹的理論を明言するものではなく、むしろ第 1 のそれに近似せる所論を採られる、という点である。これは氏に対して筆者が指摘した上記第 1 の疑問点と相互に関連していることはけだし当然である。ま

た土地と奴隸との結合がいわばワン・セットとしてそれ自体属性であるかのごとく理解されている、小屋住み奴隸の一形態たる土地付き奴隸についても、上記第1の疑問点に深く関係しているのである。

さてここに演繹、導き出された議論が相互に理論的不整合ないし矛盾を内包せることは明らかである。この不整合ないし矛盾解明の鍵は上記第1の疑問点と密接に関係するものであることは言うまでもなく、畢竟小屋住み奴隸概念それ自体をいかに把握するかという点において、また当該奴隸形態を歴史的にいかに位置づけるかという点において、当該奴隸形態に関する通説、敢言するならば通俗的認識と絡み、極めて重要な問題点を孕むものである。

三好洋子氏は前記論考「奴隸」および同書中「第五章奴隸解放」において6世紀後半から10世紀初頭に及ぶ下記の法典類を主な史料とされる。すなわち、エゼルベルフト王法典、フロスヘレ・エアドリク王法典、ウィフトレッド王法典、イネ王法典、アルフレッド王法典、エゼルスタン(*Æthelstan*)王(C. 925~939)第4法典である。

さて氏はこれら諸法典にみられるセーオウ、エスネなどの分析に進まる。その際氏は「法的な身分としての『奴隸』……ではなく、……階級としての『奴隸』」(pp. 173<192>)の存否の検証が目的であることを明記されている。その分析によるとまずかれらは売買、物納等の対象であり、法的な権利能力を欠如せるものであったことを確認する(pp. 102-103, 176-181)。しかし他方においてかれらは奴隸所有主とは別な「かれ独自の小屋に住」(p. 203)み、「個別の戸を形成し」(p. 222), 「個別経営を許され」(p. 225), 「各自に割当てられた耕地を耕作」(p. 203)する「あたかも小作のごとき形態をとっ」(p. 223)た。但し「生産物はすべて土地所有者(奴隸所有主一筆者)に帰属」(p. 215)した。このような形態は、「アングロ・サクソン奴隸の特色」つまり「土地の附属物として、土地とともに譲渡・売買され」(pp. 202<295>)るという言わばワン・セット形態に対応するものである。また「家産の所有に裏づけられ」(p. 209)た「法的な権利能力の一部を保持する者」(p. 208)であった。つまり「奴隸が罪を犯した場合は、奴隸の責任で罰金を支払い、あるいは体罰を課せられたのである。したがって、奴隸数がいくら増大しても奴隸所有者はかれらの罪を負担するという損害を蒙ることはなかった。」(pp. 292<235>)しかもかくのごとくここに分析された奴隸の形態はA-S社会に特有であるのみならず、少しく拡大して言えば「広く大陸のゲルマン人についても、またケルト人についても類似の奴隸所有の形態」(p. 203)が考えられるのである。しかしあく主張されながらも、当該奴隸形態は「七王国時代の最後に霸をとなえたウェセックス王の法典、とくにイネ王の法典を中心として」(p. 226)つまり7世紀末のウェセックス地方に限定して想定され、しかも七王国時代は当該奴隸形態一ちなみには、氏はこれを「アングロ・サクソン型奴隸」と表現される一を一般的とする奴隸制社会であった。ところが注目すべきは「九世紀末にはこの奴隸制社会が崩壊していることであった」(p.

298)。つまりここに改めて強調すべきは「七世紀の末と九世紀の末との間には、二世紀にわたる歴史の発展があった」(p. 76) のである。

さてここに留意すべきは、7世紀末のウェセックス地方がA-S型奴隸制社会であったのに反して、ケント(Kent)地方は異った社会発展の道を歩むのである。つまり奴隸形態についていえば、たしかに「ウェセックスの法典に一般的にみられるような戸を形成する奴隸が皆無だったというのではない」(p. 230) もの、「むしろ圧倒的多数が奴隸所有者に給養される古典的意味における奴隸であった」(p. 226)。ケント社会のいわば特殊性は、上り早い時期からの開拓と早期階級社会の成立によるのであり、加えてローマ支配の浸透いわばケント社会のローマ化であり、敢言すれば「ローマ的文化圈」(p. 249)の一翼を担っていたのである。しかもウェセックス地方においてA-S型奴隸がほぼ9世紀末を期して崩壊していったのにたいして、「先進地域であるケント」(p. 248) にみられる「ローマ型奴隸所有の限界は七世紀に早くもケントを訪れたのである。」(p. 291) こうしてウェセックス地方では9世紀末、ケント地方では7世紀を期してそれぞれの奴隸制は解体に向い、かれらをかかえたチオルル自由農民の没落と相呼応して、その主要部分は封建的隸属農民イエブル(gебур)つまり農奴的農民に転成、合流し、消滅していった。

以上三好氏の論考に対して指摘すべき点は、氏はA-S型奴隸の特徴を田中氏と等しく、一語でいえば小屋住み奴隸として想定しつつも、当該形態の一般的存在の時期を田中氏が8世紀末まで、さらに場合によれば11世紀中頃までのいわばA-S全期を念頭におかれているのに対し、氏はおもに七王国時代とりわけ7世紀末を中心と想定されるのである。そこでもし氏の主張つまりA-S型奴隸=小屋住み奴隸は7世紀末頃を中心とするもの、また7世紀末から9世紀末までの約2世紀の間に流れ、顕現した「歴史の発展」、以上の2点を斟酌、前提とするならば、これは田中氏による、当該奴隸形態そのものがA-S社会の全期間において存在したとする想定との齟齬が生じることになる。そこで両氏の主張を尊重し、両立を試みるならば、A-S早期にみる小屋住み奴隸とA-S後期にみるそれとは、表象的形態的、換言すれば経済的観点からは同一にみえようとも、その内実つまり法=身分的観点からは必ずしも同一には論じられないという論理的帰結が導き出されうるであろう。但しかくのごとき論点は既に指摘した。

次に指摘すべきは、田中氏が地域による奴隸形態の相違について触れていない、つまりA-S型奴隸=小屋住み奴隸をA-S社会全域に一般的に存在せる形態として想定されるに対して、「これまでの諸研究は……ケントの奴隸が他のアングロ＝サクソン諸地域と異なるものであることを論及するものさえなかった」(pp. 240-241)と述べ、ここに明確に問題を提起された点である。この点でまず第1に問われるべきは、ケント地方はなるほどA-S型奴隸が「皆無だったのではない」、むしろ「二形態の奴隸」が存在しており(pp. 246-247, 249)、A-S型奴隸は少数派とはいえ健在であったと解されるのであるならば、この場合なにゆえケント型奴隸=古典的・ロー

マ的奴隸が A-S 型奴隸に比して「圧倒的多数……であったと考えられる」のか、その史料的根拠の呈示である。仮に氏の掲げる根拠を法典に置くならば、ここに問うべきは法典と量的帰納の関係⁵⁾である。さてここで両形態の数量的対比に関する史料的根拠の問題についてはとりあえず措き、むしろ両形態が並存したものとして積極的に氏の主張を考量するならば、ここに A-S 型奴隸＝小屋住み奴隸はウェセックス、ケントを含めた A-S 社会全体の特徴として措定することができるのではなかろうか。第 2 に、依然としてケント地方におけるケント型奴隸＝ローマ型奴隸の優越性に固執し、氏独自の見解を尊重、前提とし、さらにその秘められた意義について筆者が愚考を試みるならば、ここに極めて興味ある対比関係を浮び上らせることができる。つまり、

	ケント	ウェセックス
経済発展	先進地域	後進地域
奴隸形態	ケント型奴隸＝古典的奴隸	A-S 型奴隸＝小屋住み奴隸

この対比関係は、古典的奴隸形態は労働奴隸（被給養奴隸）であり、A-S 型奴隸は小屋住み奴隸（小作形態）であるとして、この 2 つの類型をめぐってなされてきた従来の議論、つまり奴隸形態の二者択一的議論、あるいはせいぜい異なる地域・時代における異なる奴隸形態の列挙ないし並列に終始してきた学界の状況に対して、単に当面の A-S 社会の時代および地域に限定されることなく、世界史的視野に立った時代および地域において有効であり、したがって世界史上それぞれの時代および地域において登上する複数の奴隸形態またその発展の筋道についてそれらを個々に孤立したものとせず、むしろ相互関連の下に立体的に解明する手懸となり、かくしてこれまで奴隸形態をめぐって起こされた混乱ないし沈滯を整理するに極めて重要なヒントを示唆するものとして期待される。

しかしながら如上氏によって提起された A-S 型奴隸の最大の問題点はその奴隸概念にある⁶⁾。詳細は後に譲るとし、さしあたり奴隸とは法的に無所有、非人格であり、生物学上のヒトとする概念規定を前提とするならば、A-S 型奴隸の特徴として挙げられる「家産所有」、より明確にいえば特有財産（peculium）の「法的」承認（田中氏の言葉を借用—p. 197）、「法的な権利能力（一部）の保持」、「奴隸の責任で罰金を支払」うという犯罪時の責任負担の主体性、「小屋住み」、「小作＝借地農民」⁷⁾、「個別経営」、「土地の附属物」（ワン・セット形態一筆者）等の表現、理解は少なからぬ混乱を惹起しているといえる。そこで拙い思案を巡らすならば、奴隸に与えられた法的処遇と、奴隸の具体的、日常的な存在形態いわば経済的形態とは相互に峻別すべきであり、前者は後者を、後者は前者をそれぞれ直接、ただちに規定するものではないのではないか。たとえば「家畜として収奪をうけることなく、個別経営を許されていたことは、かれらの自立度の相対的高さによるもの」（p. 225）と主張される場合、まず「自立度の相対的高さ」は氏の表現であ

る「法的地位が高かった」(p. 224)と同一内容として読み替えられるならば、ここに筆者が問題としたいのは個別経営を許されることはただちに「自立度の相対的高さ」つまり「法的地位」の高さによるものであったと論断される点に問題はないか、である。つまり筆者はさしあたり前者と後者は相互に直接的な論理的相関関係があるとは考え難いのである。

この点を少しく説明を施せば、まず奴隸は奴隸所有主の物権法上の所有物であり、一種の財産であっただけではなく、なによりも生産（労働）用具の一形態であった。したがってその利用方法・形態は原則的にすべて主人の恣意に依存する。したがってその労働力の利用、明確に言えば収奪の方法・形態はさまざま存在しうる。しかしながらそのさまざまに存在しうる奴隸利用＝収奪の形態は畢竟主人の置かれた社会・経済的諸条件に依るのであり、したがってそれに対応せる奴隸利用の形態は地域的および年代的にア・プリオリに固定化されているわけではない。換言すればある一定の社会・経済的条件およびそれに対応せる奴隸形態が異なる地域を共有し、年代的に相前後する場合のありうることは当然である。そこで社会・経済的条件に対応せるものとしてとりあえず考えられる奴隸の利用方法・形態についていえば、まず第1に奴隸の肉体的労働力を直接利用、収奪する方法、形態を、第2に奴隸に生産用具・手段等を委ね、その生産活動の成果たる生産物を収奪する、いわば間接的に利用、収奪する方法、形態をそれぞれ挙げができる。一般的に言えば前者は古典古代的奴隸、つまり家内奴隸、労働（農耕）奴隸であり、後者はゲルマン的奴隸、つまり小屋住み奴隸である。ここに列挙されたそれぞれの奴隸形態はそれぞれに対応せる固有の社会・経済的条件に基づき展開した形態以外のなものでもない。したがって念のため一言を弄すれば、後者の奴隸形態はあくまでも主人による、また主人にとって好都合なその社会・経済的条件に適合せる具体的な奴隸労働力の収奪の一つの形態・方法にすぎないのであり、その奴隸の存在形態が一見コロヌス（農奴）に類似していようともそれ自体は問題ではなく、問題は指標とすべき奴隸としての法的見地からの概念規定に合致しているかどうかであり、また奴隸として踏み止まる限り合致していかなければならないのである。仮にこの点を貫徹することに徹底不能であれば、それはもはや奴隸として規定することはできないのである。但し奴隸が小屋住み形態を執る、正確に言えばそのように強制される場合に注意すべき点の第1は、奴隸は法理上非人格な「物」であるとはいえ、現実的には生物学上のヒトであり、その主人もヒトつまり双方が人間であること、第2に、法理上生産用具、生産手段、生産物はすべて主人にその所有権は存するとはいえ、現実的にはその一部をさしあたり非合法に隠匿し、あるいは「利用」しうる条件（環境）にあったこと、さらに加えて言えば主人が例外的、個別的に暗黙のうちに生産物の一部を特有財産として与えることができ、また奴隸はそれを受領、保持することのできる条件にあったことである。この現実的条件は一般的に言えば文字どおり非合法、非公認という一方の極から、第1の論点の作用により默認の段階を経て他方の極たる合法、公認に至る段階へと

進展を遂げるその可能性を秘めた基礎、出発点であった。かくしてかれらはこの最終段階たる法的承認を社会的に獲得することにより奴隸身分を脱するのは言うまでもない。しかしその法的承認を得られる社会的立場にないのであれば、現実的に一定の財産を保持していたとしてもかれらは依然として奴隸身分に留まるものと言わなければならない。真正な財産所有はそれを保持する者の社会的立場の承認つまり身分解放を俟ってはじめて問題となりうるのではなかろうか。

以上を要するに、「奴隸」分析に際して強調し、堅持しなければならない原則は、まず法的側面（処遇）と経済的側面（形態）とは明確に峻別することである。次に奴隸概念の適否に当っては奴隸主の実利的配慮に基づく態様つまり表象的形態（経済的処遇面）ではなく、法＝身分的観点から分析を試みるべきではなかろうか。なお念のため附言すれば、このように筆者が愚かな思案を巡らすのは、筆者は氏が奴隸分析に身分関係ではなく階級関係に視点を置かれていることを閑却しているからではない。筆者が危惧するのは、奴隸分析に際してそのように階級的視点に専心され、追究されることにより、場合により結果的には身分関係にまで踏み込み、かくして身分関係に則る奴隸概念に曇りを与えるはしないか、という点である。但しおくのごとき危惧は一人氏のみならず、田中氏および次に検討する、「有産奴隸」それ自体は肯定される青山氏に対しても少なからず等しく抱くものである。

青山吉信氏は前記論考「アングロ＝サクソン社会における奴隸」において、その「第一節 問題の所在」に続き、「第二部 奴隸の数量的考察」において、その結論としてA-S期全般を通して多量の奴隸の存在を推定される。しかし問題は奴隸の実体ないし形態にあるとして、これら諸点の検討に進まれる。

法的処遇についての検討に際し、まず、エセルベルフト王法典、イネ王法典の関係条項を挙げ、「アングロ＝サクソン社会の奴隸が一義的には律し得ぬ複雑な実体をもつこと」(p. 174) を示唆し、とりあえず「相異なる二つの法的側面」(p. 174) の存在を呈示する。すなわち、まず初めに次の諸法典つまりウイットレッド王法典、イネ王法典、アルフレッド王法典、エセルスタン王第2法典、エドワード(Edward)王・グズルム(Guthrum)王の布告(10世紀初頭)、エゼルレッド(Æthelred)王第7法典(10~11世紀の交差時)、クヌート(Cnut)王第2法典(11世紀初頭)に言及されている「奴隸」に関する条項を検討し、そこに検出されたかれらの法的側面は、「通説の強調する」(p. 179)ごとく、「古典古代奴隸に比して、より『自由』なる法的処遇下にあつ」(p. 176)て「人格否認の未貫徹を示す」(p. 174)ものであったことは「無視し得ぬとして」(p. 179)承認する。但し氏はかくのごとき証例は「やはり全体として少数例と言わざるを得ぬことが明らか」(p. 179)であるとしてここに釘を刺している。このように氏は一方において主張されながらも、他方において次の諸法典、つまりフロスヘレ・エアドリック王法典、イネ王法典、アルフレッド王法典、エゼルレッド王第1法典および第7法典、ヘンリー一世の法

(*Leges Henrici Primi*) (12世紀初頭) に言及されている奴隸に関する諸条項を検討することにより、「アングロ＝サクソン諸法典に描き出される奴隸は、全体として」(p. 180)「法的には財産を所有し得」(p. 176) ない、いかなる権利をも欠如せる「全く動産同然」(p. 176) の「恰もローマ法における如き『物を言う道具』(*res vocalis*) としての法的人格否認が、依然として奴隸の法的処遇の中に貫かれ、それが原則となっていた。」(p. 180) と結論を下される。

次に具体的な存在形態の検討に移り、まずエゼルベルフト王法典、フロスヘレ・エアドリック王法典、イネ王法典、アルフレッド王法典などを論拠として、A-S 前期のチオルル農民のかかえる奴隸は家内奴隸であったこと、またエゼルベルフト王法典、イネ王法典などを論拠として王、侯、貴族の大家産内にかかえられた奴隸も家内奴隸であったと指摘される。次にベリニスント＝エドマンズ (Bury St. Edmunds) 修道院旧蔵文書 (年代不明、10世紀後半か) およびビード (Bede) が言及するサクセス (Sussex) における87ハイド (hide) の所領 (7世紀末) などの検討から農耕奴隸の存在を予想することができるとして、さらにその形態についての検討に進まる。その検討において、一方で10世紀を相前後する7葉の解放文書 (氏の書中記載符号 A~G, pp. 187-191) の分析から、とりあえず「『有産奴隸』の存在」(p. 190) の可能性を指摘し、他方において他の3つの史料、つまり年代不明の1例、11世紀頃の2例 (氏の書中記載符号 H~J, pp. 192-194) を論拠としてそこにみる奴隸はむしろ「無産且つ被給養の存在」(p. 194) であったと指摘される。ところでこれらの奴隸が「不動産扱い」つまり「土地付奴隸」であったのか、あるいは純然たる「動産」としての扱いであったのかについて検討するならば (pp. 194-199), 双方の場合があったとはいえ、後者つまり「土地より切離された動産として譲渡・贈与の対象となる場合の一般的であったことを示すものである。」(p. 199) との結論を下される。

以上氏の主張を要すれば、ほぼ6世紀から11世紀に及ぶ法典、解放文書等の史料を分析することにより、まず法的処遇について、一方において「人格否認の未貫徹を示す」奴隸を指摘されながらも、これは少数例なるをその理由として、他方において人格否認、無所有、無権利の「全く動産同然」の奴隸を全体としての結論とされる。次に存在形態としては家内奴隸の一般的存在を指摘し、とりわけ A-S 後期について「土地と共に移され、且つ家族を有し、事実上の財産を保有するコロヌス的奴隸、ないしかかるものに接近を示す所の、通説の主張する如き『土着の有産奴隸』の存在」(p. 200) は否定しえないものの、かれらは所詮自身「十全なる再生産を保証したとは思えない」(pp. 200-201) のであり、したがってかれらは全体としては「奴隸主からの給養に負いつつ、直営地の耕作労働に服せしめられる存在であった。」(p. 201)

以上青山氏によって展開された論考に対する批判的問題点は、地域性、史料操作、奴隸の概念規定、奴隸形態（態様）の変遷史など4点を挙げることができる。

まず地域性については、三好氏がウェセックスとケントそれぞれの地域的区別を掲げ、それぞ

れに異なる一般的奴隸形態を想定されたのに対して、氏はこのような区別は試みられていない。この点は田中氏と同じである。

次に史料操作の問題点を指摘したい。すなわち、氏は上記のごとく奴隸の法的処遇について検討するに際して2つの類型を分析された。しかもその場合氏は一方の類型の証例となる史料の「少数」をその理由として、他方の類型の一般性、普遍性を主張された。筆者はここに少くない疑惑を抱くものである。はたして奴隸とされる（この点は後述する）用語について一見相互に異なる側面を示唆する複数の史料があり、しかもそれら史料の数量に多寡の差がみられる場合、それは氏が理解されるように、そのまま存在せる異なる概念の奴隸形態間における人数の多寡を示すのであろうか。換言すれば、より多く存在せる史料的事例はそのままその社会における奴隸形態の基本的特徴、性格を呈示しているのであろうか。これは疑問である。そもそもわれわれの今手にする史料は作成された当時必ずしも何百年、何千年後のわれわれの光明せんとする目的意識と同一の意図を以て物されたわけではない。むしろ双方は無関係でさえある。加えて史料は概して欠損、改訂等を蒙りつつ、幾多の星霜を潜り、遺されたものである。換言すれば史料にまつわる欠落、破断等による不完全性の問題は時代が遡る程その由々しさは増大するといえる。したがってわれわれが執るべく課された姿勢は、幸運にも火災、遭難、紛失等を免れ、遺された限られた史料に可能な限り統一的で整合性を目指した解釈、理解を追究することであり、「通説」ではあるが「少数例」などという配慮や論拠は、さしあたり措くべきではなかろうか⁸⁾。

第3に提起すべき問題点は奴隸概念についてである。すなわち、当該論考は史料にみられるA-S社会の“peow”, “esne”, “servus”等を当初より身分としての「奴隸」を示すものと、いわばア・プリオリに解し、したがってこれらの用語に対する奴隸の概念規定の適否自体については議論なされない。そこで考察はただちにこれら「奴隸の具体的存在形態を検証」(p. 149)することに向かわれる。そこでまず奴隸とされる用語の法的側面について検討し、上記のごとく一方において限定的な法的処遇および有人格性の享受を想定し、他方において非人格、無権利、無所有の全きの動産的性格を想定される。しかしながらこのように奴隸とされる同一用語に相反する法的および人格性を検出され、またそのように想定されるのであれば、やはり、氏は度外視されるのであるが、原則的手続に従って本文において、当該用語に対する奴隸概念の適否を検討すべきではなかろうか⁹⁾。その場合もしその適合性を承認するのであれば、そもそもいかみる概念規定、解釈、理解に基づくのか、あるいはその範囲等検討の俎上に載せるべきではなかったか。しかも検討の俎上に載せる場合、肝要なことは奴隸とされる用語が示す法的側面と経済的側面（態様、形態）とは相互に峻別することが初步的原則ではないか。なぜならば双方は互に異なる次元の論点なのではないか。しかもその場合留意すべき点は、後者つまり経済的態様は複数形態を想定することができるとはいえ、前者つまり法的觀点、身分規定は1つであり、加えて後者の複数

形態のそれぞれに対して矛盾があつてはならない。

さてこれらの諸点について少しく敷衍し、説明を試みてみよう。まず具体的な事例として、奴隸が売買、贈与等移譲される場合において、土地と共になされる点を論拠として、当該奴隸はいわば「土地付き奴隸」として不動産扱いの対象であり、一定の有人格性を享受したと断定したとしても、あるいは土地と切り離された移譲であった点を論拠として当該奴隸は動産の対象であり、全きの非人格性にあったと断定したとしても、これらの議論はそれ自体奴隸によるその土地に対する法的な「所有」関係が不問である限り意味を持たない。そしてこの「所有」関係を問題とする場合、奴隸の概念規定が問題となるのであり、仮にこの概念規定について、奴隸は無所有にして奴隸主による人格否定の被所有物、との指標を掲げるならば当然この「所有」関係の問題はこの概念規定と密接な関連の下に論じなければならないであろう。さてこの「土地付き奴隸」をめぐり論理的仮説を2つ具体的に試みてみよう。第1の仮説は、土地と共にいわばワン・セットとして移譲されるにせよ、あるいは双方は切り離して移譲されるにせよ、これはまったく奴隸主の恣意的判断によるものであり、その移譲形態はなんら当該「奴隸」自身のあざかり知らない、より正確に言えば関与を許されない事項であるとの考え方である。つまり、この解釈論の背後には、「奴隸」がその土地にいかなる「所有」関係を取り結びうるのか、あるるは結びえないのかは「奴隸」の法的権能に関する次元の問題として扱わなければならないのに対して、「奴隸」と土地とがいわばワン・セットとされるのか、あるいは切り離されるのかは奴隸主の経済的配慮、したがって恣意に関する次元の問題であるとの論理があるのである。要するに、ワン・セット形態それ自体はこの場合「奴隸」の土地「所有」権の享受とは異次元のものであり、したがって前者つまりワン・セット形態は後者つまり土地「所有」権を[・][・][・][・]無媒介に導くものではない、との解釈である。かくのごとき仮説に立つならば当該「奴隸」は上記仮掲の概念規定に合致することになる。

翻って第2の仮説を試みるに、とりわけA-S後期において「土地と共に移され」(p. 200)る点を論拠として、「家族を有し、事実上の財産を保有するコロヌス的奴隸……通説の主張する如き『土着の有産奴隸』」(p. 200)を想定、分析することは可能である。しかしこのように想定される「奴隸」に対して仮に土地つまり生産手段に「奴隸」本人の意志=主体性を反映させる一定程度の保有（占有）能力を事実上認めるならば、氏の掲げる「戸を形成すると共に自らの再生産に可能なる生産手段の事実上の所有者、むしろ生産手段の不可分に結合せしめられ」¹⁰⁾る農奴とはいかなる関係にあるのか問題が生じてくる。つまり一般的には生産手段についてはもとより、生産用具についても究極的には奴隸も農奴も共に「占有」するところであり、したがって当然予想される論理的帰結として両者の相違は「占有」の程度の問題に向かわざるをえないであろう。事実畢竟奴隸との対比関係における農奴に対しては「再生産を十全に可能」(p. 200)となしうる

かどうかその「程度」(p. 201) の問題に帰せられる（矮少化される）のである。しかもその「問題」化の当否はともあれここで注目すべきは、かく解せられる「コロヌス的奴隸」「土着の有産奴隸」は、仮に上記仮掲の奴隸の概念規定を尊重するならば、その規定とは矛盾し、奴隸とは論定しえなくなるであろう。さらにここに新たに招来する問題は、そもそもこうして農奴とは判然たる区別のつけ難き条件に生きるかれらを、その存在の普遍性は否定する立場にありながらも A-S 後期（この第 2 の論理的仮説では「後期」であるものの、氏の理解によれば必ずしも「後期」に限定されない）において有産奴隸としてともかくも承認し、しかも「通説の主張」に従い（p. 200）A-S 期全般に存在すると考えられる奴隸形態の 1 類型と同列視される¹¹⁾のは自己矛盾に陥っていると言わざるをえない。つまり A-S 後期という年代において、しかもかくのごとくコロヌスに近似せる条件、形態にあるかれらを有産奴隸として奴隸範疇に入れることは問題であり、さらにかく解せられる非「奴隸」形態を A-S 期にみられる「奴隸」形態の 1 類型として設定することにより奴隸制の議論に供することは不適当といわざるをえない。

顧みれば、かくのごとき解釈が試みられ、かくのごとき問題が生ずるのは、なるほど “peow”, “esne”, “servus” etc の用語を分析されはしたもの、所詮それらの用語は「奴隸」であるとのア・プリオリな認識から出発し、それらがそもそも「奴隸」概念に合致するか否かの検討を省かれたことから生じた当然の結果である。要するに、用語としては一般に「奴隸」を示すとされているものの、仮にそれがもはや「奴隸」身分を脱していたとするならば、その「分析」は無意識のうちに「奴隸」でないものを「奴隸」として説明し、議論していたことはけだし当然である。

さて氏に対する批判的問題点の第 4 として奴隸形態の変遷史について言及してみよう。氏は A-S 前期に王、侯、貴族の大家産内あるいは農民的小經營内において「家内奴隸」を含む、非人格、無所有したがって被給養の奴隸が大量に存在していたと主張される。A-S 全般 7 世紀～11 世紀においては、一方において一部「小屋住み」で「土着の有産奴隸」の存在を、史料的に「少数例」とされながらもこれを認め、他方において A-S 後期おもに11世紀を中心とする史料を論拠にして、非人格にして無産被給養の農耕奴隸が絶対多数を占めていたとして氏はこれを強調される。しかも前者は後者からの「法的地位の上昇」(p. 179), 「上昇転化」(p. 201), 「無産被給養奴隸の小屋住的零細農への転化」(p. 209), 逆言すれば、後者は前者へ「未だそこ迄に至らざる」(p. 201) ものであった。つまりここで指摘、確認すべきは、奴隸形態の歴史的発展の経路として氏が家内・労働（農耕）奴隸から小屋住み奴隸へ変遷するという筋道を想定されているということである。しかもその転化は A-S 後期10世紀と11世紀の交り、農奴制成立の差し迫った時期に相当するものとの理解である。そして転化を遂げたかれらはチオルル農民の経済的人格的従属化を相俟って身分的解放を通過することにより、11世紀の農奴制成立の中に上昇、消滅し

ていく、との理解であった。これは前述のように田中氏が特にA-S後期とりわけ11世紀突入後に検証し、描く「小屋住み奴隸」の形態についての理解と等しく、通説的見解といえる。

以上総じて氏の論考の特徴は、ほぼ6世紀から11世紀頃、A-S早期より後期にわたる諸史料の分析から、つまり史料の年代的早晚の区別をもうけることをせず、A-S社会を対象とするものとして「有産・小屋住み奴隸」と「無産・被給養奴隸」を検証し、前者は史料的少数例を論拠とし、後者の絶対多数なるを結論とする。しかし奴隸形態は後者から前者へ向う歴史的変遷を辿るものと解される。

以上は3氏それぞれの所論の要旨と筆者によるその問題点の指摘であった。さて、ここで3氏それぞれの所論をふまえ、筆者の理論的概観をとりあえず試みてみよう。3氏の骨子は次のごとく要約することができるであろう。3氏は10世紀前半、特に田中、青山の両氏の場合11世紀後半、それ以前に所属する諸史料を使用し、その表現される邦語、呼称の相異はあれ、ともかくも「有産・小屋住み奴隸」、「無産・被給養奴隸」という2形態を検証された。但し田中、三好の両氏は前者を以て、青山氏は後者を以てそれぞれA-S期の一般的形態とされた。特に興味を魅かれるのは、三好氏がA-S早（前）期のケントにおいて存在せる圧倒的多数を占める奴隸形態として「無産・被給養」の労働（農耕）奴隸を想定され、これに対して青山氏は特にA-S後期においてその基本的形態をなし、その絶対多数を占めるものとして三好氏と同一の奴隸形態を想定されている点である。かくのごとく3氏間の所論には共通点のみならず、相異点が存在していた。しかし各氏が史料に基づき分析し、検討、検証した限り、検証内容それ自体にはさしあたり誤りがあったとは思わない。3氏間に異なる解釈、想定がありながらも、それに誤りがないとするならば、相互に齟齬しあるいは重複せるそれぞれの分析内容は一定の歴史的局面（時局）および歴史的展開、事態の一部、一面を語っていたはずである。そこで各氏のそれぞれの論点が等しく尊重され、可能な限り相互に矛盾することのないように統一的な理論的解釈を試みるならば、次のように整理して考えることができるであろう。その際先入観は排すべきことは言うまでもない。

A-S社会はおよそ10、11世紀を相前後し農奴制=古典莊園制の社会に入ったと解するのが上記3氏の共通認識といえるがあろう。翻って7—8世紀は田中、三好の両氏のみならず青山氏におかれても農奴制の全般的成立を説くものではない。つまり後者にとってこの時期は奴隸制的体制と重層性をなしつつ、せいぜい農奴制の方向が示される年代とする見解であった。すなわちA-S早（前）期は前農奴制社会であった限りにおいて、チオルル農民は依然として社会的には一定の自由を、また経済的にも一定の自主・自律（独立）を保持し、生産活動を営んでいたと解せられる¹²⁾。しかも当該段階にあっては生産性は相対的に高くなく、したがって耕地に対する集約的、合理的経営の社会的要請は強くなかったと考えられる。かくのごとき社会的状況・条件に対

応して文字どおりハイド農民たるチオルル農民はそのかかえる奴隸を利用しつつ、その広大な耕地を経営した。その場合かれらは奴隸に耕地等の生産手段と用具を委ね、小屋に住まわせ、また場合によれば妻、つまり家庭を持たせる形態を採用したのである。すなわち古典古代において一般的な奴隸形態とされる被給養奴隸制つまり家内奴隸、労働（農業・鉱山）奴隸のような、奴隸の労働力を肉体のまま直接利用＝収奪するのではなく、奴隸からその労働力の成果を受け取るという形態を採用したのであった¹³⁾。なお念のため強調、附言すればこれは奴隸主およびかれらを取り巻く社会・経済的諸条件とは好都合に対応する形態であり、またそれ以上ではない。つまり小屋住み形態は主人の意志であり、なんら奴隸の意志、奴隸の主体的な権利能力を示すものではない。さて当該経営形態は主人の固有な意図と計画と方法により奴隸の労働力をそのまま直接にいわば合理的且つ集約的に利用、収奪する形態に比べて、奴隸自身による経営計画、方法という媒介項が入る点において、より粗放な、いわば非合理的・非集約的な奴隸労働力の間接的な利用、収奪形式、態様であった¹⁴⁾。しかしながら当該 A-S 早（前）期社会にあってはそうした粗放な耕地利用、経営形態で事足りる社会・経済的条件にあったと言ってよい。

さてその後数世紀が流れ、しかも その歴史的経過のうちに進歩せる一定の「歴史の発展」（三好）つまり社会的進歩を信ずる立場に立てば、A-S 後期、末期へ時代が推移するに伴い一定の生産力の上昇が遂げられたと思われる。この生産力の上昇は流通（商品＝貨幣）経済¹⁵⁾を促進させたであろう。これはさらに耕地に対して生産性のより高い、集約的で合理的な農業経営を社会的に要請するところとなろう。かくのごとき社会的要請は究極において従来チオルル農民の下に個々に確保されていた耕地が一極に集中、集積されることに結果した。大所領の成立である。これを裏返せばチオルル自由農民の土地喪失である。これと呼応してチオルル農民は階層分解を遂げ、一部は社会的上昇によりセイン（thegn）層の方向を¹⁶⁾、他の大部分は社会・経済的に隸属民たるイエブル（gebur）層の方向に推転するのであった。これと連動してこれまでチオルル農民に所有されていた奴隸つまり「小屋住み奴隸」は、その大部分はチオルルの経済的没落に伴ってさしあたりそれまで委ねられていた生産手段・用具から切り離され、身体のみとなって奴隸として売却、手放され、セイン（大所領領主）＝近き次代の莊園領主層、に集積せられ、これまたチオルルの土地喪失の反対局面として、これと引き替えに達成された形成間もない所領の直営地で労働（農耕）奴隸として労働に従事することとなった¹⁷⁾。〔したがって上記論者によって「土地付き奴隸」（小屋住み奴隸）、「A-S 型奴隸」、「有産奴隸」についてあたかもその属性の 1つであるかのごとく主張された、土地と奴隸とがたえず一体のもので、後者は前者に一定の「所有権」を有するかのごとき理解、筆者の言う「ワン・セット論」は採らない。〕耕地の集積を その条件としてここに新たに成立した大土地経営（古典莊園）とその直営地における労働（農耕）奴隸制は社会的要請に添った、より高い生産性を目的とするより合理的で集約的な方法、形態であつ

た¹⁸⁾。ちなみに、ビードが記述する A-S 早期 7世紀末、サセックス、セルシイ (“Selaeseu”- Selsey) 半島所在の87ハイドの大所領(既述)における250人の奴隸男女 (“servos et ancillas ducentos quinguaginta”)¹⁹⁾はこのような形態の奴隸つまり農耕奴隸、より直截、限定的に言えば直営地奴隸²⁰⁾を示すものではなかったか。これは当時の王²¹⁾、侯、貴族が当時のチオルル自由農民とは異なり、特により合理的、集約的な、したがって先進的な農業経営を行っていたことに対応するものである。そこでさらに注目すべきは当該史料はケント隣接地方にあった点である。したがって A-S 早期における大規模な直営地経営を想定し、このような論脈において理解せんとする愚見は一考だけに値しない「無分別 (imprudent)」²²⁾であったとは思われない。したがって反面ここで注意を喚起すべきは、当該記述から窺見される奴隸形態を当時の一般的形態と解す²³⁾のは一面的理解、不適当と言わざるをえない。いわんや当該記述が単に奴隸解放の事実や形式を示す証例とされるにとどまっている²⁴⁾のは残念である。

他方チオルル農民に所有されていた小屋住み形態の奴隸の他の一部分は、主人たるチオルル農民の上記のごとき社会・経済的変化と相対的に関連を持ちつつ、その歴史的、事実上の特徴的形態ゆえにその諸条件を社会的地位向上に資するべく活用した。つまり既に述べたとはいえ再度これを単純模式的に言えば、奴隸は物権法的には物であるとはいえ生物学的にヒト、人間たる奴隸に対して委ねられてきた奴隸主の財産の一部が、奴隸主の例外的な好意、默認、あるいは奴隸による隠匿によりひとたび奴隸の個人的利用に供せられ、次第に回数を増し、恒常となり、やがてそれが既成事実として不動な主張の論拠を確保する。その不動な現実、事実が前提となり事後に部分的な法的承認の方向へ進展する。これが奴隸分身の法的な解放の最初の段階である²⁵⁾。A-S 後期、末期において存在せるものとして上記 3 氏により想定された「小屋住み奴隸」とはこうした段階、状況にある者と解せられる。したがってこの時期の「小屋住み奴隸」と A-S 早期に想定されるそれを区別せず同一範疇でとらえることに問題があることはここに明らかであろう。しかしながら従来の根強い通説的手法はこの点に疑問を呈すことなく曖昧にして来たのではなかろうか。事実上記 3 氏のそれぞれは 7 世紀初頭から 10 世紀、場合によれば 11 世紀後半に所属せる諸史料を一律に扱い且つ論拠として、いわゆる「有産・小屋住み奴隸」を「検証」し、論じたのであり、この点は既に指摘したところである。これが奴隸範疇を曇らせ、奴隸規定に混乱を与え、疑惑を惹き起すこと、事実誘引したことは避けられないであり、ここにそれが無理な同一論であることは明らかであろう。ちなみに A-S 期後半、末期にある小屋住み奴隸はその身分的解放により、後継次代においてはさしあたり “Rectitudines Singularum Personarum” にみる “koretla”，あるいは “Domesday Book” にみる “bordarii”，“cotarii” などの隸属民（あるいは “lundinaria”，“famulus”），大局的にはかつての基幹的自由農民チオルルの没落より転成した隸属農民たる、いわば農奴を指向せるイエプールにやがて合流すべき軌道上にあった²⁶⁾。

こうしてここに農奴制＝古典荘園制成立の人的および物的条件、つまり前者としては領主、農奴、直営地奴隸、後者としては直営地および農奴保有地をその主要構成要素とする大所領これらすべてが調べられ、その全面的開花を待つばかりであった。青山氏の主張される11世紀における農奴制＝古典荘園制の成立の前夜とはいはした状況ではなかったか。特に附言すれば田中、青山の両氏とりわけ後者がA-S後期にその大量の存在を主張し、強調される労働（農耕）奴隸はこのような状況下にあるものとして解すことができるのではなかろうか。また青山氏の主張されるA-S早期における奴隸制と農奴制の重層的構造において、その二重構造論は尊重されつつも、A-S後期に向った前者のフェイド・アウト (fade out) と反比例せる後者のフェイド・イン (fade in) を、より明確に表現すれば特に後者を A-S 後期にスライドさせつつ11世紀に引きつけてその色彩を強調することができるならば、その後の全般的農奴制成立と連動し好都合であるのみならず、氏の主張と大きな矛盾を生ずることにはならないであろう。なおこの期の直営地奴隸のその後の歴史的展開を辿れば、かれらはやがて表象上はいわゆる「小屋住み奴隸」形態を外皮に獲得しつつ身分的解放を経ることにより (cf., *colonus*)、かれらと並存していた、一步先にそれに転成した新生間もない農奴階層と合流することになる。

以上3氏それぞれにより試みられたA-S社会における奴隸形態論を統一的に理解せんとした試みを顧みるならば、ほぼ次のように要約することができるであろう。農奴制＝古典荘園制は個々の農民による小規模農業経営と比較してより一段と耕地の集約的、合理的經營を目的とするものであることは明らかであり、したがって農奴制の成立を目前に控えるA-S後期とりわけ10、11世紀の社会はA-S早期とりわけ7、8世紀の社会に比べて先（前）進的的社會であり、後者は後進的社會であったと換言してさしつかえなかろう。「二世紀にわたる歴史の発展」（三好）は無視してはならない²⁷⁾。そしてそれぞれにみられる奴隸の一般的形態は、前者が労働（農耕）奴隸であり、後者は小屋住み奴隸である。ここで想起されるのが既述せる三好氏の主張つまりA-S早期におけるケントとウェセックスの奴隸形態の対比関係である。ここに以上3氏に対する批判的論評から分析された1つの成果いわば命題が浮上してくる。それは奴隸形態発展の筋道である。つまり奴隸形態は「小屋住み奴隸」形態から「労働奴隸」形態へその歴史的発展を辿るというコースである。これは従来の一般的学説に逆行するものである。しかしながらそもそも奴隸とは、たとえば「物権法に支配せられ、その性質上物」「家畜の如き動産の一部」（田中）と規定されるならば、したがって生産（労働）用具の一形態と極言することが許されるならば、奴隸形態とは第1に奴隸労働力の利用つまり収奪の方法、形態であり、第2にそれは畢竟奴隸所有者に与えられた社会・経済的条件に依存するものである。したがってその収奪方法が粗野で事足りる社会・経済的段階における形態と、より合理的、集約的なそれを必要とする段階でのそれとは同一である筈がないのである。ここに試みられた奴隸形態発展の歴史的筋道はかくしてA-S社会の

それぞれの経済的発展段階に則して析出されたコースなのである。なおここで重ねて強調すべき要點は、A-S期の諸史料のうちA-S前期¹⁾、したがってA-S後期²⁾ではない、のそれらにみられる“peow”, “esne” etc は、その社会的に基本的な形態は「小屋住み」であり、身分=法的には「奴隸」、したがってかれらはいかなる経済的、法的権利能力をも享受することのなきものであると仮に想定せられ、この点が上記論者との鮮明な見解の相違といえる。

《註》

- 1) 本稿ではさしあたり次の2点を挙げるにとどめる。青山吉信「アングロ＝サクソン社会研究の学説史的整理」同著『アングロ＝サクソン社会の研究』1974年（以下『社会の研究』と略記する）pp. 2-28. 同「イギリス初期中世史研究上の諸問題—田中正義教授の業績を中心として—」イギリス中世史研究会編『イギリス封建社会の研究』1975年 pp. 3-44. 但し双方には重複部分がある。
 - 2) 「早期サクソン＝イングランド奴隸考」『研究・史学篇』10, 1956年。「後期サクソン＝イングランドに於ける奴隸解放」『社会経済史学』第23卷3号, 1957年。以上2篇は同著『イングランド封建制の形成』1959年（以下『封建制の形成』と略記）に所収。本稿では改装版第1刷1977年を使用。
 - 3) 「アングロ・サクソン社会に於ける奴隸について」『歴史学研究』No. 193, 1956年。「アングロ・サクソン奴隸一論」『同誌』No. 199, 1956年。以上2篇は同著『社会の研究』に所収され、本稿ではこれを使用する。
 - 4) 三好著『王国の成立』第四章。
 - 5) この数量的根拠を法典のみならず、ケント地方の置かれた社会経済的状況におくとしても、ここで強調、提起すべき問題点は史料から窺見される奴隸形態の僅少性がそのまま社会的存在の僅少性として結論を下すこと間に問題はないか、という点であり、ここに歴史研究の根幹をなす史料操作の問題点が秘められている。この点は次に検討する青山氏の所論において言及、指摘するであろう。
 - 6) この点に関連して農奴とそのかかる生産（労働）用具と生産手段の帰属（所有）関係をめぐる青山、三好両氏間で展開された批判、反批判、反反批判、つまり三好著『王国の成立』1967, 1983年, p. 212（1983年版には一部改文が施されている）；同「書評 青山吉信『アングロ＝サクソン社会の研究』『歴史学研究』No. 421, 1975年, p. 63；青山著『社会の研究』pp. 207-208, 註49；同「アングロ＝サクソン史研究における学説史・奴隸制・農奴制」『歴史学研究』No. 426, 1975年, p. 59；以上はあまり生産的とは思われない。なぜならばその議論はそれ自体レトリカルな印象を否定し難いからではない。なによりも議論の中心は農奴のそれではなく、奴隸のかかる生産（労働）用具、生産手段の法的な、あるいは事実上にとどまる所有、占有などその帰属をめぐる論点でなければならない。上記研究者にみたように、奴隸が享受したと解される一定の所有権の理解について存在する不明瞭さはA-S期の奴隸をめぐって少なからず混乱を招来しているのであり、この点は改めて後述する。
 - 7) 「小作＝借地農民」としての奴隸は、直接的にはイネ王法典§67の解釈（三好著『王国の成立』pp. 209-213）から抽出された表現、理解によるものと筆者は解す。これは青山氏をして「全面的に被給養の存在である筈の奴隸が如何にして家産を所有し借地を小作する存在たり得るのか筆者には理解出来ない。」（青山著『社会の研究』p. 207, 註49）と言わせしめる原因となった表現、理解である。また以上氏の主張される奴隸の諸特徴、たとえば「法的な権利能力の保持」、「犯罪の責任負担の主体性」などは西村氏をして「私は七王国時代の『奴隸』は農奴ではないかと考える。」（西村汎子「三好洋子著『イングランド王国の成立』によせて」『歴史評論』No. 262, 1972年, pp. 58 <-60>）と判断せしめた根拠となっている（なお富沢靈岸著『イギリス中世史』1988年, pp. 44参照）
- 詳細は以下に譲るとし、とりあえず次の点を一言しておきたい。三好氏の想定される奴隸である農民は自身の肉体（身体）的所有者から土地を借り受け、小作し、しかして収穫時にその生産物のすべてを

その肉体（身体）の所有者たる土地の所有者に帰属せしめられると解せられる（三好著『王国の成立』pp. 209–217）ならば、その農民たる奴隸は所詮自身が身体的被所有の客体たる非人格、非独立の存在である以上、「借地」「小作」の、あるいは「優秀な農具（の）貸与」（『王国の成立』p. 197）を受ける自立的主体とはなりえない。したがって「借地＝小作奴隸」はそれ自身論理的に矛盾せる表現、理解と筆者は判断せざるをえない。この点に限っていえば青山氏の呈する疑問は首肯できる。しかし筆者は本質的に「全面的に被給養の存在である筈の奴隸」（青山）を根拠として小作（借地）形態の奴隸を全面的に否定するものではない。むしろあたかも「借地農」「小作農」のごとき表象的形態を執る奴隸の存在は積極的に主張したい。つまり問題の要点は、「借地＝小作」形態を採るに至った原因・理由が青山氏の批判の根底にあるごとく、当該形態を呈する本人にあったと解すのか、あるいは本人以外第3者の強制によるのかにある。仮に前者であるならば、とりあえず農奴を、後者であるならば奴隸をそれぞれ想定することができるのであり、小作＝借地形態それ自体はなんら農奴か奴隸かを決する指標たりえない。

- 8) この場合次の文章を引用しておきたい。“material poverty need not entail poverty of social or cultural structure.” (A. S. Esmonde Cleary, *The Ending of Roman Britain*, 1989, p. 186) ちなみに上記“material”は文脈上考古学的遺物ではあるものの、この場合記述（文献）史料と置換することができるであろう。
- 9) 氏は自身この点について三好氏を批判される際には著書の註（『社会の研究』p. 207 註49）において問題を提起されている。ちなみに、仮に一般的にみられる「説明」方法に準拠され、2つの奴隸形態の併存を説かれることで済まされるとしても、それは当該問題提起に対する回答とはなりえないことは言うまでもない。
- 10) 青山「アングロ＝サクソン史研究における学説史・奴隸制一」（前掲）p. 59。なお、以下本文の引用ページは当面ふたたび青山著『社会の研究』である。（念のため）
- 11) この点は田中氏と同一の理解に基づくものである。すなわち田中氏は土地といわばワン・セットとして扱われる奴隸に対して「奴隸なる法的身分より解放せられた」（同著『封建制の形成』p. 285）「保有奴隸」（同所）つまり土着有産奴隸を想定しているのである。なお青山氏は上記のごとく土地とのワン・セット形態から土着有産奴隸を想定されるものの、他の箇所で「奴隸は家畜等の財産と共に……その恣意により土地から切離されて他の者に譲渡されている」（青山著『社会の研究』pp. 197 〈369〉）を例証されている。

なお少しくこれに附言すれば、当該例証が示唆しているように、奴隸が恣意的に土地から分離されるという事態は、奴隸が恣意的に土地と結合（ワン・セット）されるという事態をも招来するものであり、貨幣の表裏の関係でありうる。この両形態にみられる共通点は、奴隸が土地とは本質的になんら異なることのない財産の客体である。しかしながら他方土地との結合関係において奴隸がそれに関与のみならず一定の意志を法的に実現しうるならば、あるいは実現しているならば、その時点において、あるいはその状態においてその奴隸は「奴隸」身分を脱することになるのであり、あるいはすでに脱しているのであり、したがってこのような事態においては「奴隸」なる呼称は不適切と言わなければならないであろう。

ところで三好氏はこのワン・セット態様、「土地付奴隸」形態に言及されつつも、ここにみるようにただちに法的（社会的）な位置の高さを明言しておられるようには思われない。同著『王国の成立』pp. 202, 224 参照。

- 12) この点はA-S社会研究の根幹をなしその詳論は本稿筆者の任ではない。ちなみに青山氏は「『平民的自由人』は、誰かの、また何らかの『ロードシップ』下の存在」（青山著『社会の研究』p. 52）であったと述べられる。また黒須徹氏は「自由農民的ロード」、「豪族的ロード」、「首長的ロード」以上3つの範疇を提案され、「一般自由農民説と領主制説との融合的見解を示し」（黒須徹著『イネ法典の社会経済史

的研究』1976年, p. 373) たとしても、依然として問題がないわけではない。両氏の掲げるロード(シップ)概念は浅学にして門外漢の筆者にとって必ずしも明瞭、具体的に理解することはできない。さしあたりそれが完成された封建的領主—農民関係を示すものではないと理解しておきたい。なお下記の書評を参照のこと。三好洋子「書評 青山吉信『アングロ＝サクソン社会の研究』」(前掲)(pp. 60-62)。同「書評 黒須徹著『イネ法典の社会経済史的研究』」『社会経済史学』第41巻4号, 1976年, pp. 107-109。田中正義「書評 青山吉信著『アングロ＝サクソン社会の研究』」同著『イングランド初期経済史の諸問題』1978年, pp. 333-345。永井一郎「書評 黒須徹著『イネ法典の社会経済史的研究』」『国学院経済学』第23巻3・4号, 1975年, pp. 141-160。

- 13) したがってこの場合必ずしも「奴隸主と全く独立別個の家計を営み、奴隸主に対しては単に現物の地代を支払うと言った如き、別言するならば、彼らの再生を十全に可能となすもの」(青山著『社会の研究』p. 200) を想定する必要はない。つまり「彼らの十全なる再生産を保証」(同所)しない場合といえども、奴隸の小屋住み形態は可能であると筆者は考える。したがって奴隸に対していわば完成された經營形態を否定することはただちに奴隸の小屋住み形態を否定するという青山氏の採られるがごとき論理は単純明解ではあるものの、ここでは採用しない。
- 14) 三好氏の主張「この形態(アングロ＝サクソン型一筆者)の奴隸制は小作の形態をとっていた。このことはローマ型の奴隸制に較べて、奴隸からの剩余労働の収奪度は低い。」(三好著『王国の成立』p. 293)を強調したい。
- 15) 周知のごとくたとえば「商業が当該社会の基礎的局面との間に何らかの関連を有する場合には、まさにそのことの故に、逆に基底的構造を制約すべき側面を必ずや有たずにはおかないと。」(青山著『イギリス封建王制の成立過程』1978年, p. 368)と述べられるごとく、青山氏はこうした論点を繰り返し強調されている。
- 16) このような経過の検討は本稿の主題ではない。したがってここでは当該論点を象徴する次の文献を挙げるにとどめる。

F. M. Stenton, "The Thriving of the Anglo-Saxon Ceorl", Doris M. Stenton(ed.), *Preparatory to Anglo-Saxon England*, 1970. pp. 383-393.

- 17) このような歴史的段階にある直営地奴隸については次の発言を引用しておきたい。
"Nous avons vu que tous les historiens admettent aujourd'hui que les *villae* carolingiennes sont très largement pourvues d'une main-d'œuvre servile, travaillant sur la réserve."
(Pierre Dockès, *La Libération Médiévale*, 1979, p. 292.)

なお青山氏の指摘を紹介すれば、11世紀末期に属す Domesday Bookにおいて“servi”なる語は「直営地上に存する犁と共に並記され……農奴的農民から割然と区別され」「水車・魚梁・石切場等々の『資産』と共に並記され」(青山著『社会の研究』p. 193)たという。(直営地と奴隸の関係は本稿第三部にて言及する。)要するにA-S後期において一般にみられる形態たる被給養“servus”は、「小屋住み奴隸」のこのような歴史的転成の一線上において理解せんとするのが筆者の立場である。

ちなみに、三好氏は「ケオルル農民の没落が奴隸の譲渡からはじまった……。かれらは自らの手で奴隸を解放することなく、まず富裕者にこれを売却した。」(三好『王国の成立』p. 297)と述べられ、さらにその売却形態について「奴隸小作地をつけたまま奴隸を譲渡・売却する」(同書, p. 295)と述べられている。筆者はこの御見解自体にまったく異論はないものの、奴隸はそれまで委ねられていた生産手段・用具にいかなる所有・占有的権能もなかった点を鮮明にすることが肝要であると愚考する筆者は本文のごとくその奴隸の変遷を想定したのであり、この点氏の表現とは異なっている。しかし結果的事態は同一である。

- 18) 奴隸制はそもそも自身かくのごとき方法、形態の形成を指向し、それを属性とするものである。
"L'esclavagisme a une dynamique interne qui le développe vers la concentration des terres

- et de la force de travail, les immenses *latifundia* et les très grandes chiourmes." (P. Dockès, *La Libération*- (op. cit.), p. 283.)
- 19) 当該言及箇所原典は、Bede, *Historia Ecclesiastica Gentis Anglorum*, (trans. by J. E. King) 1976/1930, pp.76-78. Do., *Ibid.* (trans. by Leo Sherley-Price), 1972/1955, p.229. Paul Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century Essays in English Mediaeval History*, 1908, pp. 465-466, n. 4.
但し、Thomas Stapleton は "ther wer CCC. bond men and bondwemen" と翻訳する (Do., *Ibid.* (trans. by Thomas Stapleton)), 1565, (The English Experience Its Record in Early Printed Books Published in Facsimile, No. 234, 1970) p. 128.)。
- 20) 青山氏もかく解される。青山著『社会の研究』p. 369. 但し後註23参照。
- 21) "the slaves, or at least the majority of them, had belonged to the king" (H. Munro Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions*, 1905, p. 373.)
- 22) "it is imprudent to assume...that these (250 *servos et ancillas* at Selsey—筆者) were largely engaged in agriculture rather than forming the domestic and artisan staff of a large estate centure" (James Campbell, *Essays in Anglo-Saxon History*, 1986, p. 136) なお、青山氏は先学研究者による古代の大規模経営説を暗示している (同著『社会の研究』pp. 186, 202)。
- 23) 青山氏はかく考えられる。青山著『社会の研究』p. 168 (cf., p. 181. 注14)。これは他方用語表現はともあれ小屋住み奴隸形態を一般的な存在と解す「通説」的見解と対立するものである。なお青山氏が当該史料と同一性格の史料として示される (同書, p. 157) 9世紀初頭ケルシー (Celchyð) におけるカソタベリー大司教管区教会会議の史料にみる、解放されるべき総てのイギリス人 (奴隸) が当該史料に推察される奴隸形態と同一であったとの確証は那辺にあるのであろうか。
- 24) 田中著『封建制の形成』p. 248. 三好著『王国の成立』pp. 269-270. 青山著『社会の研究』pp. 156, 186. なお、下記の文献も当該史料箇所について概してこのような文脈において言及されるにとどまっている。R. G. Collingwood and J. N. L. Myres, *Roman Britain and the English Settlements*, 1968/1936, p. 447, n. 6. John R. Green, *A Short History of the English People*, vol. 1, 1968/1915, p. 53. P. Grosjean, "Review of Eric John, Land Tenure in Early England", *Analecta Bollandiana*, Tomus LXXIX, 1961, pp. 211-212. Eric John, *Land Tenure in Early England*, 1964/1960, pp. 13-15. Do., *Orbis Britanniae and Other Studies*, 1966, pp. 265-271. J. M. Kemble, *The Saxons in England. A History of the English Commonwealth till the Period of the Norman Conquest*, vol. I, 1876/1849, p. 211. F. M. Maitland, *Domesday Book and Beyond Three Essays in the Early History of England* 1965/1897, pp. 273, 279. D. A. E. Pelteret, *Late Anglo-Saxon Slavery*-(op. cit), pp. 73, 78, 209-210. Dorothy Whitelock, "Land Tenure in Early England. A Discussion of Some Problems", *The American Historical Review*, vol. LXVI, No. 4, 1961, pp. 1009-1010.
- 25) さしあたり古代ローマ帝政初期にみられた "servus quasi colonus" 的形態をとったと思われる。なお奴隸解放について三好氏は「エセルスタン王第4法典」§ 6-5・7の検討から、被解放奴隸はイギリス人の刑罰奴隸であると解し、ここに人種的特質を指摘される。三好著『王国の成立』pp. 278-280. ところで一般的な状況として言えば一方において合理的、集約的経営の社会的要請の出来に伴い、同法典の条項にみる奴隸に対する苛酷な処遇は労働奴隸の出来と相呼応するものではなかったか。他方これに反して小屋住み奴隸は合法的なそれではないとはいえ現実的なその好条件を活用した自己解放もありえたのであり、一見相矛盾するがこのときこの2つの状況は相互に社会的表裏をなす現象ではなかったか。したがって三好氏の所説は後者について一步踏み込んだ解釈と考えられる。

なおA-S期において、ほぼアルフレッド王期をその転換期(かく解せられる点については本稿第II部

で史料に則して言及する。) とし、とりわけそれ以後にみられるチオルル (ceorl) とセルヴス (servus) の迥った社会・経済的変動の詳細は他日を期さざるをえないものの、最近なされたそのダイナミックな素描はさしあたり下記の文献を参照のこと。W. G. Runciman, "Accelerating Social Mobility The Case of Anglo-Saxon England", *Past and Present*, No. 104, 1984, pp. 3-30. ちなみに "peasant proprietor school" つまりゲルマニストの立場に立たない W. G. Runciman は当然のことながら A-S 期の頭初に自由人階層の間に存在する社会的差異を想定しているものの、"there is again no doubt that by the eleventh century the social distance between the top and bottom was significantly greater still" (*op. cit.*, p. 24) と述べ、A-S 社会後期の身分的激動に限定すればゲルマニスト的見解を共有しているといえる。

- 26) 田中著『封建制の形成』pp. 298-305. 本稿第Ⅱ部第2章ドゥームズデー・ブック言及時参照。

ちなみに、ここにその軌跡を試みた「小屋住み奴隸」から農奴へというシェーマは、たとえば次の発言 "l'esclave romain (servus), par l'intermédiaire du chasement (ou casement, servus casatus), c'est-à-dire du logement individuel et de la tenure (sur laquelle il a une autonomie relative d'exploitation), devient serf." (P. Dockès, *La Libération-* (*op. cit.*)), p. 19.), 端的に言えば、"the domiciled slave, or servus casatus, was the forerunner of the serf." (Do. (trans. by Arthur Goldhammer)), *Medieval Slavery and Liberation*, 1982, p. 11.) にみると、ごく一般的な言わば通説的見解である。但し当該シェーマの部分つまり農奴制成立をめぐる具体相は従来多岐にわたって議論され、多くの課題を孕んでいる。当該論点は他日別稿を期さざるをえない。

- 27) F. M. Stenton (当該第2章註16) もイネ王期とアルフレッド王以後の社会的相違について指摘している。この点は後述本稿第Ⅱ部第1章アルフレッド王法典の検討箇所において言及する。

第3章 本稿の分析規角

前章においてわが国を代表する3氏それぞれの A-S 期の奴隸に関する所論を批判的に再検討し、その論評に基づく理論的概観、展望を試みた。次に筆者が負うべき課題は、筆者により試みられたその理論的概観、展望を史料に則して筆者自身が検証することである。しかもその検証を開始するに当たりここで確認すべき第1の要点は史料分析の際に、史料に言及される "þeow", "esne", "servus" etc をいかに取り扱うかである。まずわれわれが史料においてさしあたり「奴隸」を意味する語彙として言及されるそれら用語の法的権能、社会・経済的諸条件などについて検討せんとする場合、執りうる1つの立場は、その語の言及せる記述箇所自体をして語らせる方法、つまりその語がどのように使用されているのかを検証し、かくして「奴隸」像を獲得する方法である。もう1つの立場は、仮の「奴隸」概念を事前に設定し、その基準、規定を以てその語の言及せる史料箇所を検討し、史料においてその語がその概念規定に合致せるものか否かを判断し、合致せる場合その語の諸点を分析し、かくしてその奴隸の特徴を把握せんとする方法である。筆者は本稿においては前者の立場を執らない。前者は当時の「奴隸」なる語のもつ多様な内容を知ることができる。換言すればそれは史料作成時の用語法を知ることである。筆者は本稿においては一般に解されるそうした「奴隸」なる語の用語法を知る目的にない。顧みれば上記に検討したわが国の研究者の分析視角はこの方法にあったと思われる。つまりほぼ7世紀から10,

11世紀にわたる諸史料に言及せる語彙としての “*þeow*”, “*esne*”, etc を分析し、それら語彙から 2 つの奴隸形態を検出されたのであった。しかしそれが仮掲の奴隸概念とは一部齟齬し、したがって A-S 期の「奴隸」をめぐって少なからぬ混乱を招来せしめたことも否定しえなかつた。筆者は本稿においては後者の立場を採る。つまり一方において「奴隸」規定を仮に設定し、他方において諸史料に言及される（さしあたり「奴隸」とされる）“*þeow*”, “*esne*”, “*servus*”, etc の語彙に注目し、まずそれら語彙が仮掲の概念規定に合致せるか否かを検討、確認し、次に合致するそれら奴隸の具体的な社会経済的態様を究明せんとする方法を執る¹⁾。このような目的およびその方法論は第Ⅱ部において着手する史料分析において、A-S 期の奴隸の特徴を明確にし、奴隸形態の歴史的変遷の究明に有効と考える。

次に確認すべき第 2 の要点は、第 1 の要点で方針とされた仮の規定としての奴隸概念、範疇をいかに設定するかにある。まずこの点において身近な見解たとえば田中氏のそれによれば、奴隸とは「人格的非自由性一人身的隸属性を表すもの」²⁾「本来的氏族制的身分秩序より疎外される存在」³⁾「物権法に支配せられ、その性質上物として観念された」⁴⁾「家畜の如き動産の一部として観念せられた」⁵⁾。念のため J. M. Kemble, W. Stubbs, F. W. Maitland, H. P. R. Finberg による奴隸概念の認識について概略紹介すれば次のごとくである。

J. M. Kemble は非自由人 (unfree) たるサーフ (serf) へ陥る契機を記述した後、その最下位たる奴隸 (slave) つまり *þeow* (en) について、要旨次のごとく説明する。奴隸は「その主人の完全なる財産、自由処分の対象たる動産 (the absolute property of his lord, a chattel to be disposed of at the lord's pleasure)」である。したがって社会的に人格を欠如せる彼を他人が殺害すれば、その主人が損害賠償の要求をするのであり、主人が殺害するならば、それは主人にとって牛馬などと同類の損失と異ならない。かくのごとき社会的処遇を受ける彼が人命金を享受せず、血讐権を欠如せるのも当然である⁶⁾。

W. Stubbs はまず A-S 法曹界にある 2 つの身分觀を紹介し、1 つは「純粹の奴隸 (the slave pure and simple)」以外のすべての人々は自由人であるという見解であり、もう 1 つは他人に依存することなき「完全なる有資格者、土地所有者 (the fully qualified freeman, the owner of land)」を除いてはすべての人々は「非自由人 (unfree)」であるという見解である。そこで「前者の説が簡素にして眞実に思われる (The former view appears the more simple and true.)」と判断している点から推察するならば、W. Stubbs は前者の説を支持しているものと考えられる。次に彼は A-S 初期の諸法典に見出される、主人の生殺与奪権に服す「奴隸 (the slave)」—「非自由人 (unfree)」ではない一の分析に移る。まず “*þeow* (slave simple) (wealh あるいは共通ゲルマンの出自)”, “*esne* (雇用奴隸)”, “*wite-theow*”, 「自身を売却した者」, 「親によって売却された者」, 「主人の家、農場で働く奴隸」, 以上を A-S 期に存在する奴隸 (slave)

の類型として挙げる⁷⁾。次に確認すべきはそれら「奴隸 (slave)」は「所有主の動産 (his master's chattel)」であり、「それはすべて所有者の家畜の一部としてみなされ、その重要性に従って評価される (all are regarded as a part of the stock of their owner and are valued according to their importance to him)」と指摘する。またかれらの犯す「犯罪は家畜によるもの (the mischief done by his cattle)」とみなされ、かれらに与えられた不正はその主人に加えられたものとみなされる。つまり奴隸とは「理論 (theory)」的にはかくのごときものであり、これを一語で表現すれば「法的権利の欠如 (no legal rights)」という条件にあるものである⁸⁾。

F. W. Maitland は概略次のごとき見解を示した。すなわち、全体として野蛮な時代にあっては奴隸は物であり、人ではないという原則が完全に理解されていたかどうかは疑問であり、したがってそこにあったのは段階ある隸属性であり、諸身分は奴隸身分と自由身分の間にあり、自由と言ってもそれは程度の問題である⁹⁾。

H. P. R. Finberg の見解の骨子は次のとおりである。すなわち、A-S 期の奴隸は「自己の権利に基づくいかなる財産も所有せず」、主人の所領において労役に服し、給養を受け、「彼と彼の家族は売却される」のである¹⁰⁾。

以上示された「奴隸」観は古典的な見解であり、しかもこれまでの研究史について援用された伝統的な奴隸概念の認識基準であったと言ってよいであろう¹¹⁾。

次に、このようなイギリス史を念頭に置く研究者の見解に対して、他の地域を念頭に置く研究者の見解について、その片鱗をみてみよう。まず A. M. Wergeland は、「ゲルマンの奴隸とローマのそれとの間には本質的相違がある (the condition of the slave among Germanic races was essentially different from that among the Romans.)」という精力的意見¹²⁾、つまり前者は「個性を享受し、またそのように遇された (With the Germans even the slave had an individuality, and it was respected as such.)」¹³⁾という意見があるものの、法的観点から言えば両者はきわめて一致するのであり (In legal consideration for the slave, the views of the two races seem to coincide to a rather remarkable degree)¹⁴⁾、相違といえばそれは単に法令字句運用上で顕現した「気まぐれ (temperamental)」¹⁵⁾であるとし、奴隸の本質的要点として、隸隸は財産の対象であるなど 4 点を挙げる¹⁶⁾。次に A. M. Wergeland はかくのごとき奴隸の側面を確認し、踏まえたうえで、重要な論点である奴隸の労働形態について、必ずしも明瞭ではないとしながらも、いわゆる小屋住み奴隸形態が北欧ゲルマンの特色であることをほぼ認めている¹⁷⁾。A. M. Wergeland はこのように奴隸の法的属性を一方で主張し、また、たとえば小屋住み形態に因る獲得物やペクリウムについて、その所有権の本質は奴隸所有者にある¹⁸⁾としながらも、他方それらの現実的作用に言及し、それらが奴隸の社会的条件の改善

に質した諸点を指摘する¹⁹⁾。

ここにみた所論は、奴隸の現実的処遇を、「有産奴隸」、「保有奴隸」など邦語表現はともあれ、ただちにこれら奴隸による一定の権利能力の享受として想定する既にみた従来の見解とは異なっている。本稿が従来の見解を問題とし、むしろ当該 A. M. Wergeland 的観点に立ち、奴隸の再検討を試みんとすることは既に縷述のとおりである。

次に M. I. Finley は上記にみた諸見解とほぼ同じ見解を改めて表明している。つまり一方において、奴隸制とは大雑把に言えば人間が社会的、法的に他人の所有物 (a possession), 動産 (a chattel) となる身分制であると主張する²⁰⁾。しかし他方次のとくその主張を展開する。法的な「自由」には概念的に 2 つの対極が存在し、一方には物として存在する以外のなにものでもない奴隸と、他方にはいかなる制限も受けすことなく行動しうる完全なる自由人が存在する。但し双方ともかつて存在したことはなかったのであり、ただあるのはこの 2 つの仮説上の対極の間にあって「地位の広がり、つまり帶 (a whole range or spectrum of positions)」にすぎない²¹⁾。

次に北欧初期中世の奴隸についてその最新の研究者として R. M. Karras を挙げることができる。Karras は M. Finley, O. Patterson, M. Bloch それぞれの所説を簡単に論評した後、自身は次の 4 つの項目を奴隸の指標として設定した。①権利の欠如。②共同体の欠如²²⁾。③所有者（代理人）による直接的指揮下での労働に従事。④同時代人による社会の最下層身分集団としての同定²³⁾。筆者はこれについて次のように考える。すなわち、筆者は Karras の指摘にあるように奴隸にとってある事項が法的には否定されながらも、現実的には慣習により容認されるなど、法的条件（身分）と社会・経済的条件の必ずしも一致しない場合のあることを否定しない。つまり筆者の言葉遣いでこれを換言すれば、人は一定の身分に所属し、一定の法的条件にありながらも、現実的にはその身分や法的条件から乖離した諸条件の中に生きることが可能であった。したがってもし錯綜せる現実的、個別具体的諸条件に生きた人々の一人ひとりを一定の指標により範疇区分しようとするならば、それは実態の多くの部分を削除せざるをえなくなり、この点で必ずしも完全にして正確な分析とはいえないくなる。しかし極論すれば万華鏡のごとき諸条件の下に生きる人々を分析するに際して、一体いかなる正確にして欠点なき指標・基準を設定しらるであろうか。それは不可能である。したがって史料の分析に際して筆者が肝要と考えることは、万能な指標・基準の模索ではなくして、むしろ任意の一定のそれを仮に設定し、それを尊重、堅持し、貫徹することである。

さて筆者がこのような基本的立場に立った場合、Karras によって示された奴隸としての範疇のうち、筆者は「1 つの強制労働の形態 (a means of compelling people to labor)²⁴⁾」を奴隸制の本質と考える。したがって③にみるような直接的指揮、監視は必ずしも必要な要件とは考

えない。また④にみるような同時代人の同定は、参考にすることはあるても、現代のわれわれの指標による、われわれの分析とは原則的には無関係である。したがって本稿ではとりあえず①②を奴隸分析の指標とすることができるであろう。但し②については本稿が対象とする A-S 社会にあってどの程度検証可能か不明である。筆者がここで強調すべきは残された①について Karras が法的観点を含意している点である²⁵⁾。

さて如上に示された 2 つに大別される奴隸觀とそれに対応する奴隸規定、具体的に言えば(1)古典的な奴隸觀に基づく伝統的な概念規定、(2) F. M. Maitland が言わばプロトタイプを提示し、M. I. Finley が展開した「自由スペクトル論」、のうち、本稿においては筆者は後者(2)を保留することとする。後者は時間的、空間的に広大な範囲を対象とする場合、あるいはギリシャ、ローマのごとく高度且つ複雑に発展した奴隸制を対象とし、したがって現実的な実態(現象)に基づく相対的な隸属関係を究明せんとする場合においては有効であると思われる。しかし本稿はイギリスの A-S 期という時間的、空間的に限定された範囲を対象としており、しかも既述のごとく当該期間内における「有産奴隸」「A-S型奴隸」などと呼称される奴隸は、一定の法的および経済的権利能力を享受せるものとして従来の研究者において共通に想定せられるものの、その想定は A-S 期の奴隸認識に一定の混乱を惹起しているのではないかと思考する筆者にあっては、それらの問題点をシャープ(鋭角的)に再検討、整理する必要があり、そのためには仮設ではあるものの、堅持すべきシンプルにして厳密な概念規定つまり法=身分的論点によるそれを必要としているのであり、「隸属度の諸段階」あるいは「スペクトル」、換言すれば不完全自由のバリエーションがごとき相対的な分析基準・規定は必ずしも有効であるとは思われない²⁶⁾。

さてここで具体的にいかなる概念規定を掲げるのか、それに着手しなければならない。顧みれば過去の史料において、一般に「奴隸」とされる語彙がさまざまに呈する不完全自由のバリエーションをその史料に拠って個々に指摘、挙証し、これを確認することは当時における当該語彙の用語法²⁷⁾を知ることができるとはいえ、本稿がかくのごとき目的にないことは前述した。そこで本稿は仮に奴隸の概念規定を掲げ、それら語彙がその規定に合致するか否かを史料分析の基本方針に据えるとの考え方も前述した。それは現代のような厳密な身分規定の認識またそのための用語の多く存在する時代に比べれば、こうした認識が相対的に低かったのみならず、厳密な身分規定のための用語の絶対的に僅少な、現代をはるか遡った年代においては、こうした分析方法が有効であると考えたからである。そこで本稿はまず言わば伝統的で古典的な概念規定を奴隸の本質的カテゴリーと理解し、それを以て史料の分析を試みんとするものである。つまり法的観点・視角を堅持し、貫徹せんとするものである。したがってしばしばみられるその法的=身分的視点を切離した上で、事実上の経済能力の有無や程度、肉体的領有関係それ自体、言わば階級的視点、はメルクマールとはしない。「事実上」という観点には多くの議論が入り込み、これが少くない混

乱を与えていたからである。すなわち、史料が提示する奴隸制のさまざまな側面において、その「共通せる中心的核（“central core of likeness”，“the hard core of a few similarities, deeply imbedded as the central ideas of the structure”）」²⁸⁾として法＝身分的観点を設定しようとするものである。勿論改めて表明するまでもなく、法的＝身分的視点は、「現実」がその「法＝身分」から実質的に乖離し、逸脱している場合、不都合であるとの問題点を内包していることを否定しない。しかし筆者は敢えて当該方針を貫かんとするものである。したがって本稿の特徴（限界）が一定の仮に掲げる規定に基づいて分析された1つの試論であることはここに改めて断わるまでもない。

本稿において仮に掲げる奴隸の概念規定は、以上の行論から窺見できるように、これを文章として明言すれば、「奴隸とは人格を否定された生物学上のヒトであり、他のヒトによる剩余労働収奪²⁹⁾のための肉体的（人身それ自体の）所有の客体³⁰⁾である。」なおこれに附言すれば、その法的な指標に合致せる場合といえどもその具体的な存在形態について言えば、その肉体的労働力自体を直接収奪する形態から、その労働の成果たる生産物等を収奪する形態までの範囲において種々存在しうるのであり、その形態は畢竟奴隸所有者の社会・経済的諸条件に依存するのである（なお、この点は既に述べた）。要するに本稿は所有者の経済的、社会的見地などさまざまな思惑からその奴隸に与えられた現実的な諸条件（待遇）と彼に与えられた法的条件（待遇）とを相互に峻別、分離し、後者を以てその分析の基軸に据えるのであり、前者によって幻惑されてはならないと考える³¹⁾。

本稿はわが国歴史学界で盛んに議論されている階級と身分をめぐる論議そのものに積極的に参加する用意はない³²⁾。本稿においてはたとえば次の引用文がとりあえず筆者の立場と同一であることを表明するにとどめ他日を期したい。「階級としての奴隸は本来的に身分としての奴隸なのであって、階級があらためて身分に編成され、また、それによって地位が固定される、というような関係にあるのではない。」³³⁾

本稿は、上記のごとくA-S期の“þeow”，“esne”，etcの語彙について検討する場合、まず奴隸の概念規定を仮に設定し、それに合致せるそれら奴隸の社会・経済的諸点の分析を試るとはいえ、そもそも「証拠は量的に余りにも僅少であり、質的に余りにも貧弱である（the evidence is too small in quantity and too poor in quality.）」³⁴⁾という状況を否定すべくもない。ここで筆者は考古学研究における、その手法を想起せずにはおれない。すなわち、発掘された土（陶）器の破片を眼前に置き、まずこれまでになされ、蓄積された諸研究の成果との比較・検討により、その土（陶）器の年代や型式の確定が試みられる。次にその確定された型式にしたがって欠損部分や残存するとはいえ損傷のはげしく、文様その他判明（読）不能な部分の推定、再構築（成）（復元）が試みられるのである。しかしここで確認すべきは、欠損部分、不鮮明部分の復元

はその研究者が合理的、蓋然的と考える1つの思考に基づく仮の文様あるいは姿型である。したがってそれとは異なる文様、姿型の可能性も存在するのである。しかもさらに困難なのは、そもそも眼前に横たわる破片の年代、型式等の同定自体に複数の解釈の可能性があるのである。こうして復元された土（陶）器はこの場合二重の意味で仮の姿型にすぎない。しかし仮説であることを理由に躊躇することは許されないのであり、仮説を充分承知しつつ研究を続行すること、これが研究者の義務であり宿命である。なんとなれば試みられた無数の、しかも本質的に避けることのできない「仮説」の蓄積の中から、より妥当性、蓋然性の高い解釈、見解が導かれ、より一步「真理」へ接近することができるのである。

（未完）

《註》

- 1) したがってたとえば次のような主張はさしあたり問題にならない。

“We may well doubt whether this principle——‘The slave is a thing, not a person’——can be fully understood by a grossly barbarous age.” (F. M. Maitland, *Domesday Book and Beyond (op. cit.)*, p. 52.) “A mature jurisprudence may be able to hold fast the fundamental principle that a slave is not a person but a thing...But an immature jurisprudence is incapable of this exploit.” (*op. cit.*, p. 54.)

cf., W. E. Wilda, *Das Strafrecht der Germanen*, 1842, S. 663-665. Albert B. White, *The Making of English Constitution 449-1485*, 1925/1908, p. 13. これはまた次に挙げる事例においても適用することができる。すなわちペリクレスの戦没戦士葬送演説において、たとえ彼がいかにその「民主政治」を誇ったとしても、それが現代のわれわれの掲げる「民主政」概念と不一致である点において、それを「民主政」ではなかったと断定することは可能である。本稿はこの立場を執る。但しこの演説は立場を替えれば「民主政」が当時いかに考えられていたのか、その実態を知ることの可能性をけっして妨げるものではない。

- 2) 田中著『封建制の形成』p. 163.

- 3) 同書, p. 186.

- 4) 同書, p. 191.

- 5) 同所。このような属性を詳細に論じたものとして、W. W. Buckland, *The Roman Law of Slavery The Condition of the Slave in Private Law from Augustus to Justinian*, 1970/1908, pp. 1-72, cf., pp. 73-238.

- 6) 以上の見解、引用は J. M. Kemble, *The Saxons in England* (*op. cit.*), pp. 209-211. 但し彼の所論にみる奴隸認識には混乱、矛盾がある。本稿第III部参照。

- 7) William Stubbs, *The Constitutional History of England in its Origin and Development*, vol. I, 1926/1891, pp. 83-84.

なお、本文当所において引用する語句、文章はすべて同所に拠る。ところで W. Stubbs の掲げる類型のうち、「esne」、「主人の家、農場で働く奴隸」という W. Stubbs の掲げる類型形式は労働形態（経済的関係）を示すものと筆者は考える。したがってこれは掲げられた他の諸類型（身分関係）とは異なる範疇であり、それらと並記することは不適当、不正確と考える。あるいは W. Stubbs はその労働形態自体が1つの身分的類型をなしていると解しているのであろうか。

- 8) しかしながら W. Stubbs の解す奴隸認識には混乱、矛盾がある。本稿第III部参照。

9) “We may well doubt whether this principle——‘The slave is a thing, not a person’——can be fully understood by a grossly barbarous age.” “Thus degrees of servility are possible. A class may stand, as it were, half-way between the class of slaves and the class of free men.” (F. M. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (*op. cit.*)), p. 52.) “liberty was in certain contexts reckoned as a matter of degree.” (*ibid.*, p. 53.)

なお A. B. White は Maitland の所説に賛同し, “at the bottom of society were the slaves or serfs, men lacking freedom, but not necessarily lacking all rights” (A. B. White, *op. cit.*, p. 13.) と述べている。Maitland の所説については本稿第Ⅲ部において再度言及する。

10) “He (The slave of the Old English period—筆者) cannot implead his master in the public courts, and cannot hold any property in his own right. So long as his bodily strength endures, he is employed on the lord’s home-farm. He is fed from his lord’s table; his home is in the outbuildings around the lord’s courtyard. The lord can, if he choose, sell him and all his family.” (H. P. R. Finberg, *Tavistock Abbey A Study in the Social and Economic History of Devon*, 1969, p. 36.)

なお P. Vinogradoff など他の研究者の見解の概略は拙稿「部族法典にみる奴隸について」(前掲), pp. 2-6. 参照。

11) このような奴隸概念を表明する研究者は最近においても少なくない。しかしながらその研究者を認識しておくことは無意味ではない。たとえば下記の研究者にその断片をみることができる。

Richard P. Abels, *Lordship and Military Obligation in Anglo-Saxon England*, 1988, p. 38.
 Lujo Brentano, *Eine Geschichte der Wirtschaftlichen Entwicklung Englands*, Bd. I: *Von den Anfangen bis Gegen Ende des 15. Jahrhunderts*, 1927, S. 40, 143-146. T. P. Ellis, *Welsh Tribal Law and Custom in the Middle Ages*, vol. I, 1926, pp. 172-173. H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042”, Do.(ed), *The Agrarian History of England and Wales*, vol. I-II A. D. 43-1042, 1972, pp. 454-455. R. H. Hilton, *The Decline of Serfdom in Medieval England*, 1983/1969, p. 12. Do., *Class Conflict and the Crisis of Feudalism Essays in Medieval Social History*, 1990/1985, p. 67. J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England from the English Settlement to 1485*, 1937, pp. 5, 7. E. John, *Orbis Britanniae* (*op. cit.*), p. 134. J. A. Kosminski, *Geschichte des Mittelalters*, Bd. I, 1958, S. 141. E. Lipson, *The Economic History of England*, vol. I, 1966/1915, pp. 43-44. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest*, 1970/1962, p. 353. R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England*, 1972/1970, pp. 63-64. Frederic Seebohm, *The English Village Community Examined in its Relations to the Manorial and Tribal Systems and to the Common or Open Field System of Husbandry*, 1905/1883, pp. 165, 238. G. Soane, “Domestic Manners and Habits of the Anglo-Saxons”, J. A. Giles(ed), *The Whole Works of King Alfred the Great*, vol. I, 1969/1858, pp. 441-442. Wilhelm E. Wilda, *Das Strafrecht-* (*op. cit.*), S. 652. F. Pollock & F. W. Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I*, vol. I, 1909/1895, pp. 412-432.

ちなみに Pollock & Maitland がここで議論しているのは13世紀以降の “a conception of serfdom which at many points comes into conflict with our notion of slavery” (p. 415) である。本稿のここで確認すべきは12世紀に「廃棄された (abolished)」(p. 431), 換言すればそれ以前は流布した, そして今や概念的に対立するところの “notion of slavery” に関する次の指摘であり, これは心して看過してはならない論点である。“We need not indeed suppose that the *theow* or *servus* of earlier times had been subjected to a rigorously consistent conception of slavery. Still in the main he

had been righteous, a chattel; and we may be sure that his rightlessness had not been the merely relative rightlessness of the ‘serf-villein’ of later days, free against all but his lord.” (pp. 430-431).

H. レヴィニブリュール「ローマ奴隸制の社会学的理論」、M. I. フィンレイ編・古代奴隸制研究会訳『西洋古代の奴隸制—学説と論争—』1970年、pp. 215-224. Cf., Gunnar Landtman, *The Origin of the Inequality of the Social Classes, 1968/1938*, pp. 227-286. (アジア、アフリカ、南太平洋、南米などにおける文化人類学的観点からの具体例の紹介に徹している。)

- 12) Agnes Mathilde Wergeland, *Slavery in Germanic Society during the Middle Ages, 1916*, p. 23.
- 13) *Ibid.*, p. 24.
- 14) *Ibid.*, p. 25.
- 15) “If there is any difference, it is temperamental, manifested in carrying out the letter of the law, rather than juridical, in establishing the line of conduct.” (*ibid.*, p. 26)
- 16) ① The slave is an article of property.
② The slave has no personal rights.
③ His existence is vested in that of his master.
④ Aside from his relation to his master, the slave has no place in society. (*ibid.*)
- 17) “We may thus be permitted to consider it a common trait of North Germanic economic life.” (*ibid.*, p. 46)
- 18) “what he earned was ultimately the lord’s.” (*ibid.*, p. 90.)
- 19) *Ibid.*, pp. 47-102.
- 20) M. I. Finley, “Was Greek Civilization Based on Slave Labour?”, *Historia, Bd. VIII, Heft 2, 1959*, p. 145. (同「ギリシャ文化は奴隸労働を土台としていたか?」フィンレイ編『西洋古代の奴隸制』(前掲) pp. 71-72.)
- 21) “Conceptually there are two polar extremes of legal “freedom”. At one pole is the slave as property and nothing else; at the other pole, the perfectly free man, all of whose acts are freely and voluntarily performed. Neither has ever existed.” “Between these two hypothetical extremes there is a whole range or spectrum of positions.” (M. I. Finley, *The Ancient Economy, 1973*, p. 67. Vide: Do., *Die antike Wirtschaft, 1977/1973*, S. 71.)

M. I. Finley は既に “The Servile Statuses of Ancient Greece”, *Revue internationale des droits de l’antiquité, ser. 3, vol. 7, 1960*, pp. 165-189.においてこのような見解を発表している。すなわち「動産(つまり)物である奴隸(the chattel, the slave who was a thing.)」(*ibid.*, p. 186)と「非制限の完全自由身分(the status of absolute freedom from restraint)」(*ibid.*)との間に「身分スペクトル(the spectrum of statuses)」(*ibid.*)の存在を指摘する。なるほどこのように「ギリシャ人は中間身分の存在を認め(Greeks recognized the existence of half-way statuses)」(*ibid.*, p. 177), いわば混乱をもたらしているとはいえ、これはギリシャ人にとって生來的なものである(such ‘confusion’ is inherent in Greek thinking and in Greek institutions.) (*ibid.*, p. 185)として、分析のための7つのカテゴリーを挙げている(*ibid.*, p. 188.)。また M. I. Finley は “Between Slavery and Freedom”, *Comparative Studies in Society and History, vol. VI, Nr. 3, 1964*, pp. 233-249.において同様な見解を再度発表し、不完全自由のバリエーションを検討する際の7つの項目を挙げてい

る (*ibid.*, pp. 247-248)。ここで注目すべきは Finley は從来の伝統的分析基準を否定しているのではない。なによりも Finley はギリシャ、ローマとりわけ前者における理念としての完全自由, “free man”からの乖離の分析に主眼があり、そのために「スペクトル論」を援用せんとしているよう筆者には思われる (*ibid.*, pp. 248-249)。Vide: M. I. Finley, “Slavery”, *The International Encyclopedia of Social Science*, vol. 14, 1968, p. 308.

- 22) この点は既に一般的に指摘されている論点である。e. g., J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History*-(*op. cit.*), pp. 5, 7. M. I. Finley, *Ancient Slavery and Modern Ideology* (*op. cit.*), p. 75. Do., *Die Sklaverei in der Antike* (*op. cit.*), S. 89. Yvon Garlan (trans. by Janet Lloyd), *Slavery in Ancient Greece*, 1988/1982, p. 41. A. M. Wergeland, *Slavery in Germanic Society*-(*op. cit.*), p. 36.
- 23) ① The slave lacks all or most of the rights accorded to others in the particular society (or accorded to others of the same age and sex, since free women and children may also lack the rights of free men).
 ② The slave is an outsider who does not belong in a kin group or the community.
 ③ The slave labors under the direct control of the owner or the owner's representative.
 ④ Contemporaries identify slaves as a distinct status group, the lowest in the society. Where contemporaries distinguish between slaves and another group (for example, bound debtors), we should respect that distinction and not consider bound debtors as slaves.

(Ruth Mazo Karras, *Slavery and Society in Medieval Scandinavia*, 1988, p. 11.)

- 24) *ibid.*, p. 9.
- 25) *ibid.*, pp. 38-39. たとえば R. M. Karras は同所で次のように主張し、筆者の立場から言えば、警告している。“However little resemblance they may bear to practice, legal distinctions are still important. They show the categories society was trying to impose, they show that personal status had a conceptual position apart from economic function. The variety of legal statuses and the complex interrelationships of personal and economic dependence for most of Europe in the Middle Ages certainly justify viewing freedom as a relative concept but should not blind us to the existence of the absolute free-servile polarization that lurked behind and subtly informed the specific freedoms of each class.” “Legal categories were exceedingly important for the way medieval society constructed itself, more so than economic function or degrees of wealth or prosperity.”

なお、R. M. Karras 以前 C. Nevéus はスウェーデン、デンマークにおける13-14世紀頃に成る法典類〔拙稿「北欧中世（スウェーデン）における土地所有形態」『城西経済学会誌』第21巻第2・3号, 1985年, pp. 15-16, 18-19, 註11; 同「ウップラント法典（中世スウェーデン）における土地所有形態」『同誌』第22巻第2号, 1986年, pp. 23-24; 同「北欧中世（スウェーデン）における自力救済慣行」『城西人文研究』第13号, 1986年, pp. 22-24, 註4参照〕を史料とし、奴隸(*þrœl*)を分析した。但し静態的であった。その研究書とは Clara Nevéus, *Trälarna i Landskapslagarnas Samhälle Danmark och Sverige*, 1974. である。詳細を描けば、同書および *Kulturhistoriskt lexikon för nordisk medeltid från vikingatid till reformationstid*, bd. XIX, 1982/1956-1978, s. 13-28.によれば、要するに北欧初期中世の奴隸は刑法的(straffrättsligt)、民法的(civilrättsligt)いずれの観点においてもかれらは「自由人との本質的相違としては血縁関係(ätten)の外にあって、人格(manhelgd)を欠如する [(*træl*-筆者)] skilde sig från den frie först och främst genom att han stod utanför ätten(s. d.) och saknade manhelgd(s. d.). — *Kulturhistoriskt lexikon*— (*ibid.*), s. 22.] ものであり、所有の対象としての動産(lösöre)であった。

Sten Carlsson, Jerker Rosén et al., *Den Svenska Historien, bd. II: Från Birger Jarl till Kalmarunionen*, 1966, s. 80–81. *Ibid.*, *bd. III: Kyrka och Riddarliv. Karl Knutsson och Sturetiden*, 1966, s. 65. Byron J. Nordstrom(ed.), *Dictionary of Scandinavian History*, 1986, pp. 540–541. 拙稿「13世紀のゴットランド社会」『西洋史学』No. 111, 1978年, pp. 24–27. 同「11～12世紀のノルウェー社会」『歴史学研究』No. 480, 1980年, pp. 1–18. 同「12—13世紀の『都市』ニダロス」『史学雑誌』第90編第9号, 1981年, pp. 56–57. 同「法典からみた中世ノルウェー社会」『歴史学研究』No. 502, 1982年, pp. 34–42. 同「北欧中世（スウェーデン）の社会とその土地所有形態」『城西経済学会誌』第23巻第2号, 1988年, p. 64, 註20。

26) 次の発言は筆者の意に的中している。すなわち, “if all forms of dependency that fall within the spectrum between slavery and freedom are to be called ‘serfdom’, the word loses its value as an analytical tool.” “the formal distinction between slave and free continued to matter and the two cannot be merged into a grey ‘serfdom’” (C. R. Whittaker, “Circe’s Pigs: From Slavery to Serfdom in the Later Roman World”, M. I. Finley(ed.), *Classical Slavery*, 1987, p. 112).

また Y. Garlan は “‘admirably vague’ concept of ‘status’” と評し, 諸階層の由来に経済的諸要因を除外しているなど3つの批判点を挙げ, “none of these solutions appears entirely satisfactory to me;” と言っている(Y. Garlan, *Slavery in Ancient Greece (op. cit.)*, pp. 204–205.)。但し, それに代るものとして同氏の提唱する共同体内における, あるいは共同体間にかかる隸属関係 (*Intracommunity Servitude, Intercommunity Servitude*), (*ibid.*, pp. 85–118) については M. I. Finley に対する同氏の批判言辞をそのまま指摘せざるをえない。

ちなみに太田秀通氏は著書『奴隸と隸属農民—古代社会の歴史理論一』1979/1978年において, 奴隸概念の問題についてほぼ M. I. Finley の所説を継承, 発展され, その概要を下記のごとく説かれる。すなわち, 奴隸を所有の客体なる「物」とみる古典的観念は(同書, p. 12. 以下同書に拠る)同時に法的な権利能力を欠如せるものとみなす。かくして「奴隸は法律上または慣習上, 主人の社会では無権利・無能力とされていた。」(p. 15)しかし「だからといって, 奴隸を『法律上無権利・無能力とされた人』と定義しようすると, たちまち疑義がはさまれる。」(同所)なんとなれば, いくつかの証例によれば (pp. 15–16, 17–18), 法律は「奴隸に一定の権利や能力を認めたことを示して」(p. 16)いるからである。したがって奴隸を「無権利・無能力」と定義することの不適当を指摘される。そこで M. I. Finley の「自由スペクトル論」を参考としつつ, 結論として「歴史における不自由身分一般の性格として, 人身的自由の重大な侵害を受けていたこと, を抽出」(p. 20)された。さらに論を進め, その「不自由身分の法的身分状況や, 収奪の度合いといった経済的身分状況は……支配者の恣意や事情によってさまざまでありうるために, 奴隸に固有の範囲を設定することは困難であり」(同所), かくして「動搖する状況の基底に, われわれは相対的に不動の内在的関係を発見しなければならない」(同所)とし, さまざまな形態の不自由身分の者, 隸属階級の者が自身を成員とする共同体を持っているかどうかを奴隸判定の基準とし, その結論とされる。かくして「奴隸とは, 共同体なき隸属者で, 主人によって大体において『物』として所有される階級の人間である, と定義されなければならない。」(p. 26)

以上がその概要である。筆者は従来にない新しいメルクマールの設定として一般論としては特に異議はない。しかし本稿においては下記の諸点において氏の規定にただちに応ずることに躊躇を抱く。まず第1に, J. E. A. Jolliffe (本章註22), 田中氏 (『封建制の形成』pp. 186–190, 259)などのすでに主張されるごとく, 奴隸は自身の所属する共同体を欠くものであったことは理論的に言えるとしても, 以下検討する A-S 社会の “beow”, “esne”, etc が自身の共同体を享受していたか否かを史料に則して充分に検証できるかどうか不安である。第2に, そもそも共同体の被属関係をメルクマールとして導入されるに至った論拠として氏の説かれる「法律が奴隸に一定の権利や能力を認めたことを示しており,

……。とはいってもそれらは法律上の権利や能力とはいえないほどのものであることは確かである。」(p. 16) (傍点筆者)において、まずそのいささか論理矛盾の感を払拭しえない。次に、仮にその権能の享受を認めたとしても、その奴隸の享受する権能がかくのごとく不安定、曖昧であったとするならば、これは「奴隸は法律上または慣習上……無権利・無能力とされていた」という氏自身の掲げられる一方の認識を自身否定し、かくしてそれに代るものとして共同体の被属関係の存否を奴隸範疇適否の指標とされる根拠としてははなはだ希薄といわざるをえない。氏が主張される奴隸の法的権能はたとえて言えば風前の燈がごとき程度と解ざるを得ず、したがって奴隸の無権利・無能力を覆すに足る根拠とはなりにくい。さらに敢えて附言すればそうした曖昧な権能の想定は奴隸認識・概念を曇らせるところになりはしないか。そうした想定は奴隸認識・概念を鋭角的(シャープ)に浮き上らせるためにはさしあたり敢えて無視すべきものと考える。第3に指摘すべきは「不自由身分の法的身分状況や、収奪の度合いといった経済的身分状況は、もともと支配者が上から押しつけた状況であり、支配者の恣意や事情によってさまざまである」(p. 20)に窺見される疑問である。すなわち、法的身分状況および経済的身分状況が支配者の恣意的処遇であることに異論はない。筆者が疑問に思うのは法的状況と経済的状況を同一次元、論点として扱われている点である。古代および中世における「法」の普遍・妥当性について本稿はその議論の場ではない。しかし仮にそれが慣習に基づく一定の普遍・妥当性を有していたとするならば、それは個々の奴隸所有者によって異なる、換言すれば無規律的な経済的身分状況つまり処遇とは同一レベルでは論じられないのではないか。もしこの仮定に従うならば「動搖する状況の基底に、われわれは相対的に不動の内在的関係」として「法的身分状況」つまり法・身分的観点を基本的指標として据えることが1つの試みとして可能ではなかろうか。筆者は古代および中世において法的関係と経済的関係を同一レベルで論ずること一言わば階級的視点一は必ずしも誤りであるとは思わない。ただ同一論から招来するものとして予想される混乱、かくしてそのデメリットと当面法的関係を基軸に据えることによるデメリット、双方のデメリットのうち本稿は後者のデメリットに耐え、その分析を試みんとするものである。(本章註25, 33参照)

さて上記のごとく解せられる奴隸に対して農奴は「事実的または法律的に彼に属する労働用具(犁、家畜など)をもって、事実的に彼に属する土地を耕す(mit faktisch oder juristisch ihm gehörigen Arbeitswerkzeugen ((Pflug, Vieh etc.)) den ihm faktisch gehörigen Boden bestellt.)」[Karl Marx (hersg., von Friedrich Engels), *Das Kapital Kritik der politischen Ökonomie, Bd. III, 1894* (Verlag Ullstein, 1980/1971), S. 736. 同著・編, 長谷部文雄訳『資本論・経済学批判 第三部』, 1967/1954年, p. 1112] ものととりあえず解せられる。これによれば農奴は生産手段の「事実的」な占有、これを換言すれば生産手段の非所有であり、この点で奴隸との相違はない。しかし労働用具は「事実的」な占有、場合によれば「法律的」所有が可能であり、この点で奴隸とはその相違があるといえる。さて農奴の占有的論点についていえば、仮にその非所有=占有の具体相が限りなく零に近づくならば、この場合奴隸との距離もまた限りなく零に近づくことになる。しかしながら労働用具の「法律的」所有は農奴と奴隸とを分かつ指標たりうる。ところが上述のごとく仮にそれが不安定なものであったとしても、奴隸に対して「法律上または慣習上」「一定の権利や能力を認め」(太田)るならば、双方の境界は再び不明瞭となり、両者の区別は曖昧とならざるをえない。したがって双方それぞれの概念規定・認識をシャープかつダイナミックに区別せんとするならば、奴隸に対しては敢えてその「法律上」の権能を否定し、農奴に対しては慣習に守られた、安定した占有権を生産手段に、また所有権を労働用具にそれぞれ「事実」上想定することが適當ではなかろうか。〔青山氏のその批判(青山「アングロ＝サクソン史研究における学説史・奴隸制・農奴制」<前掲>, p. 59)自体は正当であるとはいえ、三好氏が「労働用具を法的にもまた事実的にも自分で所有し、自立して労働を営む農奴」(三好著『王国の成立』, 1967年, p. 212. 但し第2刷, 1983年, p. 212 では改文を施す。), 「労働用具は事実的にも法的にも農奴に所属する」(三好「書評・青山吉信『アングロ＝サクソン社会の研究』<前掲>, p. 63)との発言の真

意をこのように理解することができないであろうか。】以上は奴隸に一定の法的権利・能力を認定される太田氏のご高見に対する批判的思考から導き出された仮の分析基準である。

27) このような研究姿勢にあるものとして、たとえば、一柳俊夫「『奴隸』を意味する古代ギリシャ語について」『法制史研究』第16巻、1966年、pp. 87-110.

28) William L. Westermann, *The Slave System of Greek and Roman Antiquity, 1984/1955*, p. 20.

W. L. Westermann はたとえば次の発言にみられるようにその本質的理解の一端として、奴隸は所有の客体であるとする。“In the discussion of slavery which follows, a sharp distinction has been maintained between actual slavery and serfdom in the various forms....” “Slavery is to be distinguished from serfdom in that the slave is the property of another man, whereas the serf is bound to the place of his labor obligations, not to a man....” (*ibid.*, p. 1) また奴隸概念を厳密且つ制限的な法的概念として個人あるいは団体による所有の客体とする (William L. Westermann, “Between Slavery and Freedom”, *The American Historical Review, vol. L, No. 2, 1945*, p. 214.)。この点は前述のごとく R. M. Karras の言及、強調する論点でもある。なお、奴隸の「核」を問題とすること筆者にあっては、一方において法=身分的論点 (de jure) を指摘しつつも、他方「事実上 (de facto)」みられるさまざまな現象を個々に記述し、双方を単純に併記している W. L. Westermann の同著書については、Y. Garlan 同様 Joseph Vogt の評 (the author “put together a mosaic made up of innumerable tiny pieces...”) (Y. Garlan, *Slavery in Ancient Greece (op. cit.)*, p. 8.) を指摘せざるをえない。

ちなみに、長谷川博隆「ローマ共和政期の養子縁組と奴隸制」『名古屋大学文学部研究論集（史学）』第71巻、1977年によれば、ローマ共和政期の奴隸は自由人の養子となることができた。すなわち、共和政期の奴隸が結ぶ養子縁組の消長は第1義的には主人の家の祭祀と深い相関関係をもっていた。しかもこれは奴隸が「法的にはともかく、現実には物というよりはもっと人間的な取扱いを受けていた」(p. 27) という側面と結合していた。つまり当該論考は「現実」的な「大前提」(同所)に立脚した立論であった。しかし筆者がここで着目し、問題としたいのは「法的には常に奴隸は物であった」(p. 50) という点であり、当該慣行の中にあってもその底に確実に流れた「主人の財産としての奴隸への発展」(同所)、「奴隸の文字通りの『物化』の進展の過程」(p. 51) である。

また古代ローマにみる小作形態の奴隸について L. プレンターノは「これは法律の規定による小作関係ではなかった、何となれば奴隸は無能力者で、その主人と何等の契約をも結ぶことは許されなかつたからである。それは全く事実上の状態であった。……この場合奴隸が死ぬと、その全所有地は主人に帰属するのであった。」(L. プレンターノ著・舟越康壽訳『歐羅巴古代經濟史概説』1944年, p. 194) と言っている。筆者が注意を喚起したいのは「全く事実上の状能」は奴隸の本質を示すものではないという点であり、奴隸は依然として「無能力者」であったという点である。なおこの点について船田享二「ローマの土着農夫制」『古代学』第17巻1号、1971年、p. 20 に示される土着農夫制の研究視角参照。

29) ア・イ・テュメネフは奴隸制の本質を説明するに当って当該論点につけ加えて「必要労働の一部も搾取される」(ア・イ・テュメネフ「古代東方と古典古代」香山陽坪訳編『奴隸制社会の諸問題』1958年, p. 271) と主張する。しかしこの点は厳密に言えば問題がなくはない。

30) したがって売買の手段とされれば奴隸は商品である。さて、P. Dockès は、奴隸が商品であるのは賃金労働者の労働力と同じであるものの、一方は奴隸 (*l'esclave*) (肉体としての奴隸自体) が商品であるのに対して、他方は労働力 (*force de travail*) (のみ) が商品であり、ここにその相違があると J. P. Vernant, K. Marx を引用しつつ件の著書で註記している (P. Dockès, *La Libération-(op. cit.)*, p. 10, n. 2)。しかしこれは自明な、したがって議論するまでもない論点である。同様のコンテクストにおいて考察するに、古代ギリシャにおいて奴隸殺害は場合によっては穢れを生じ、それが必ずしも他人による強制を求められたわけではないとはいえ清めを必要としたという (村川堅太郎「古代ギリシャ

市民』『岩波講座世界歴史 2』1969年, pp. 65–66)。これはまさに身分(法)的には動産の一部とみなされながらも、生物的にはヒトであるといいういかんともしがたい事実を露呈するものであり、ここにこそ奴隸制の本質的矛盾が存在している。しかしながら奴隸の本質的属性を失念し、かくしてここに惹起せしめられた「穢れ」「清め」の感情を奴隸の法的人格の承認として理解してはならない。次の M. I. Finley の言葉は明確である。“the fact that a slave is a human being has no relevance to the question whether or not he is also property; it merely reveals that he is a peculiar property, Aristotle's 'property with a soul' (*Politics* 1253b32).” (M. I. Finley, *Ancient Slavery and Modern Ideology*, 1983/1980, p. 73. Do. (übertr. von Chr. Schwingenstein et al.), *Die Sklaverei in der Antike Geschite und Probleme*, 1981, S. 86.)

- 31) この点において次の M. I. Finley の言葉と異なる。すなわち, “it was not the nature of the work which distinguished the slave from the free man but the status of the man performing the work.” (M. I. Finley, “Between Slavery and Freedom” (*op. cit.*), p. 239.) 当該文章の“the status...the work”部分において, “status”の前に“legal”を, “work”の後に“regardless of the form of working and living”をつけ加えるならば、筆者の意図はより明確になる。つまり概念規定としては同じく M. I. Finley の言葉に従い、奴隸はその法の身分的観点から一語で言えば「他人の所有物、動産(a possession, a chattel, of another man)」(M. I. Finley, “Was Greek Civilization Based on Slave Labour?”, (*op. cit.*), p. 145.) である。したがって場合により「奴隸に与えられる一定の人間性(give him a little recognition of his humanity)」(*ibid.*, n. 3) に幻惑されてはならず、それは「明らかに有効な反論とはなりえない(obviously not a valid objection)」(*ibid*) のである。

以下このような論点に立っていくつかの証例、見解を示したい。

- ◎ スペインによる征服以前のアンデス社会における、とりわけ王権、神殿に直属する「ヤナコーナ(yanacona)」は隸属性と聖性という2つの属性を具有していた(網野徹哉「アンデスの隸属民<上><下>」『月刊百科』No. 306, 309, 1988年, 各 pp. 31–39)。この場合本稿において留意すべき点は、その聖性は、なるほど当該社会としては重要視される属性であり、この点は当該社会の観念や価値観等を知るうえで重要な論点であるとはいえ、これがかれらの同時に具有する隸属性という側面を考察するに際していささかの曇りを与えることのないよう注意を払うということである。すなわち、一方においてかれらが果した機能による社会的評価と、他方において生殺与奪権の忍従、第三者の所有物、したがって贈与の対象となるなどの人格の否定つまり法=身分の欠如という具有する2つの属性において、双方を相互に峻別することであり、後者に密着することが本稿の立場である。なお、同種の証例をメラネシアにおいてみることができる(Bernhard J. Stern, “Slavery”, *Encyclopaedia of the Social Science*, vol. XIII, 1967/1934, p. 74.)。
- ◎ P. Vinogradoffによれば、ブラクトン(Bracton)が奴隸に対する苛酷な扱いに対する保護を説く根拠は「国家のために何人もその財産(自分の財産(res sua))一筆者)を濫用してはならない」というアゾ(Azo)説を是認したためであり(P. ヴィノグラドフ著・矢田、小堀、真田訳『中世ヨーロッパにおけるローマ法』1984/1967, p. 133), 「疑いもなく国益を高く評価する(尊重する)(certainly valued the public interest highly)」(Paul R. Hyams, *King, Lords and Peasants in Medieval England: The Common Law of Villeinage in the Twelfth and Thirteenth Centuries*. 1980, p. 128.) ことが第一義的視点にあったのである。F. I. Finleyは次のごとく同趣旨の発言をしている。“to punish the offending slave meant damaging or destroying property, and protection of private property was a fundamental obligation of the ancient state.” [M. I. Finley, *Ancient Slavery and Modern Ideology* (*op. cit.*), p. 98. Do., *Die Sklaverei in der Antike* (*op. cit.*), S. 117–118.] また P. Dockésは, “Pourquoi le maître, privé ou public, maintient-il en vie l'esclave? Parce qu'il compte en retirer《profit》, service ou jouissance.” [P. Dockés, *La Libération*—(*op.*

cit.), p. 16 (vide : pp. 13-14, 165-166)]. と明確に述べている。

- ◎ アントニウス・ピウス (Antoninus Pius), コンスタンティン (Constantine) が奴隸に一定の保護を命じたものの、それらは「奴隸主の利害によって要求された (To give such protection....was required by the interests of masters)」点に留意すべきであり、これに反して国益にかかる奴隸犯罪の厳しい処罰 (any offences of slaves which came under the animadversion of the State were visited with severer punishments than those of a freeman.) は、その保護の本質が何たるかを物語っており、畢竟 “Theoretically they were only live chattels, without property or legal rights, absolutely at the disposal of their owner, who had full power of life and death over them.” を確認せしめるものである (H. J. Roby, “Roman Law”, H. M. Gwatkin, J. P. Whitney (eds.), *The Cambridge Medieval History, vol. III, 1976/1913*, pp. 62-63.). *Vide*, C. R. Whittaker, “Circe’s Pigs : From Slavery to Serfdom-(*op. cit.*)”, p. 105.
- ◎ 皇帝の奴隸は特権集団であった (The slaves and ex-slaves of the emperor formed an especially privileged and powerful group.)。かれらは貴族をも凌ぎ、権力を集中することができた (They had time to accumulate power.)。ある者は皇帝に近づく特権を享受した (Several top slaves...had privileged access to the emperor.)。しかしかれらの最大の弱点はその法的地位であり、結局かれらは皇帝の恣意に委ねられていたのであり、したがって帝国の権力にとって物の数でなかったのは言うまでもない (But their inferior legal status was still important; they were at the emperors’ mercy;...because they were slaves,...they could easily be punished and they were not rivals for imperial power.) (Keith Hopkins, *Conquerors and Slaves Sociological Studies in Roman History volum 1, 1987/1978*, p. 124.)。
- ◎ 奴隸主は時に奴隸に寛容を示すことがあったとはいえ、放任、無制限であったわけではない。“Generosity had to be tempered with either force or the threat of force in order for control to be maintained and a climate of fear over those of subordinate social position had to be created. The principle was well understood in Roman society : Cicero stated bluntly that severity must be employed by those who keep subjects under control by force-by masters, for example, towards their slaves” (K. R. Bradley, *Slaves and Masters in the Roman Empire A Study in Social Control, 1987/1984*, p. 113.)
- F. ティンネフェルトは次のように直截に述べている。「奴隸の扱いがよかつたのは、大抵のばあい人間的な考え方からではなく、実際的な考慮からであった。すなわちやさしく扱ってやることによって、言うことをよくきくようにしようとしたのであった。」(F. ティンネフェルト著・弓削達訳『初期 ビザンツ社会』1984年, pp. 161-162)
- ◎ 「ところで、ローマ世界においてもゲルマニアにおいても、あらゆる時代を通じて (de tout temps sans doute, dans le monde romain comme en Germanie) 奴隸主たちは奴隸解放が適法的に、しかもかれらの配慮によって行なわれた場合には、それがかれらにもたらすさまざまな種類の利益 (les profits divers) を享受できることを知っていた。つまりかれらにとって、それらは物質的面からみても利益であったと同時に、社会的な名声という点からみても利益となつたのである」[M. ブロック「古代奴隸制の終焉」M. I. フィンレイ編『西洋古代の奴隸制』(前掲) p. 302. Marc Bloch. “Comment et pourquoi finit l’esclavage antique”, *Annales ; Economies, Societies Civilisations, tom 2, 1947*, p. 43. なお、英訳は “How and Why Ancient Slavery Came to an End”, Do. (trans. by William Beer), *Slavery and Serfdom in the Middle Ages, 1975*, p. 17.] しかもこの解放による利益は「紛れもない私利私欲 (l’intérêt bien entendu)」(*ibid.*, p. 44.) [英訳では “ordinary self-interest” (*ibid.*, p. 18.), 邦訳では「思慮のゆきとどいた利己心」(上掲書 p. 303)] によるものであった。

- ◎ 「彼（奴隸一筆者）は法律によってではなかったが慣習によって自分の個人的資金を貯へることを許されてゐたし、彼の結婚も慣習が認めてゐた。」（J. K. イングラム著・青山正治訳『奴隸及農奴史』1943年, p. 22）
- ◎ Marcus Terentius Varro, *Resum rusticarum libri* (農業論), (B. C. 37) によれば、奴隸頭に財産および女奴隸を与える、子供を生ませることは、かれらと土地をより一層結合させ、かくて有利に作用したという（村川堅太郎著『羅馬大土地所有制』1949年, pp. 74-75）。
- ◎ * 「ワロン Wallon は牧場つき奴隸に家族をもたせるよう勧めるのを常としたが、それは家庭をもたせることによって主人との結びつきを強めるのみならず、奴隸の家族数を増加することをも目的としたものであった。奴隸の家族員の増加は家畜の増加と同じく主人にとって有益なものと考えられていたからである (De Agricult., 11, 1; 10)。」（小野重雄「共同研究『古代世界奴隸史』(その一)」『神奈川大学商経法論叢』第14巻1号, 1963年, p. 150）

* “from the servile point of view the conclusion seems inescapable that any female slave could reasonably expect to be sold during her childbearing years because it was then that she was of greatest economic value to buyers and sellers alike, when interest in producing new slaves as well as the need for labour or capital were making themselves felt among owners.” “As far as the sale of female slaves is concerned, nothing conflicts with what has been suggested on their attractiveness to purchasers as providers of future slaves, and an important item from the *Digest* may indeed be taken to confirm the high value of women in their childbearing years.... Breeding certainly took place, and the results were highly prized.” (K. R. Bradley, *Slaves and Masters in the Roman Empire* (*op. cit.*)), pp. 56, 62-63.)

但しこの点を強調する学説には肯定的、否定的両議論の余地がある。小野上掲論文 pp. 157-158. 平田隆一「ローマ市民共同体をめぐる若干の問題」『西洋史研究』新輯第7号, 1978年, pp. 164-165. K. R. Bradley, “On the Roman Slave Supply and Slavebreeding,” M. I. Finley (ed.), *Classical Slavery*, (*op. cit.*), pp. 42-64. C. R. Whittaker, “Circe’s Pigs: From Slavery to Serfdom-*(op. cit.)*”, pp. 92, 108. W. L. Westermann, *The Slave System of Greek and Roman-*(op. cit.)**, pp. 76-77. P. Dockés, *La Libération-*(op. cit.)**, pp. 164-170. A. H. M. Jones, “Slavery in the Ancient World”, *The Economic History Review*, 2nd Series, vol. IX, No. 2, 1956, pp. 193, 196. Do., *The Later Roman Empire 284-602 A Social Economic and Administrative Survey*, vol. II, 1973, pp. 794, 851.

- ◎ 「奴隸所有者が奴隸に『家庭』をあたえた」のは単に「奴隸を束縛して維持すべき他の仕かけがなかった」というのがその本質的理由であり、「奴隸に『家庭』をあたえることは必要事であった」にすぎず、いわんや「けっして主人の側におけるなんらの生得の慈悲深さによるものではなかった。」〔E. A. トンプソン「初期ゲルマニアにおける奴隸制」M. I. フィンレイ編『西洋古代の奴隸制』(前掲書), p. 273〕要するにそれは奴隸主による一方的行為であったと M. I. Finley は明確に述べている。

“There were slave unions and slave families, beyond a doubt, but they counted among the privileges that could be granted unilaterally by a slaveowner, and withdrawn unilaterally. The very possibility could be totally withdrawn by castration.” [M. I. Finley, *Ancient Slavery and Modern Ideology* (*op. cit.*), p. 75. vide: Do., *Die Sklaverei in der Antike* (*op. cit.*), S. 89.] 上記にみた結婚には同棲も含まれ、また家庭生活の場としての小屋住みの承認なども含まれていた。

- ◎ 次にペクリウム (peculium) の本質について少しく検討すれば、「ペクリウムはいつも完全に主人の所有であり、それは主人の気のむくままに奪われ、他の奴隸に与えられた。」（エム・ヤ・シュジュモフ「ローマ帝国における封建化の過程の問題によせて」香山陽坪訳編『奴隸制社会一』(前掲書), p. 201. (vide, pp. 202-203)）したがって「ペクリウム奴隸の所有関係は、足枷をつけられて働いている奴隸の

所有関係となんら異らない……。すなわち奴隸は家畜と同様で、財産権を持たず、彼自身は完全に主人の所有物であった。」(同所) (「奴隸所有者的構成の崩壊の問題の総括」『同書』, pp. 236, 239. 参照)
 Vide: M. I. Finley, *Ancient Slavery and Modern Ideology* (op. cit.), p. 102. Do., *Die Sklaverei in der Antike* (op. cit.), S. 122. P. R. Hyams, *King, Lords and Peasants*-(op. cit.), p. 19. n. 17. 吉野悟「ローマ家族の原理的構造」家族史研究編集委員会編『家族史研究・1』1980年, p. 117.

なおイエ・エム・シュタエルマンによるペクリウムに関する主張(イエ・エム・シュタエルマン「奴隸所有者的構成の崩壊の問題」『同書』, pp. 165, 177-178), また弓削氏によるペクリウムの分析(弓削達著『ローマ帝国の国家と社会』1970年, p. 424. <vide, pp. 332, 341, 344, 370>)はその本質的理解(階級的観点ではない)において筆者と異なるものではない。ここで念のため一言すれば、筆者がエム・ヤ・シュジュモフを敢えて引用したのはけっして「シュジュモフが……ペクリウムにたいする主人の所有権を不变となしている」(弓削達「西洋・古代一奴隸制と古代末期をめぐって一」『歴史学研究』No. 213, 1957年, p. 57)点を無批判に賛成しているからではない。既述のごとく、奴隸とその主人との間のペクリウムの帰属つまり「所有」関係の歴史的変遷、またそのさまざまな機能は改めて、W. W. Buckland, *The Roman Law of Slavery* (op. cit.), pp. 187-206 (238)を参照するまでもない。筆者の強調したい要点は、奴隸のペクリウム所持をただちに奴隸の経済的権利能力およびこれを保障的根拠とする法的権利能力を説く、これまでややもすればみられた傾向に原則的歯止めを施さんとすることであり、「法の目(the eye of the law)」[H. J. Roby, "Roman Law" (op. cit.), p. 63.]を貫かんとすることである。

M. Weber は下記のごとく同趣旨の点を指摘している。「主人はほかならぬ自分自身の利害関心から、これら奴隸貴族が(偽似)家族(コントゥベルニウム contubernium)と(偽似)財産(ペクリウム peculium)をもつことをつねにゆるした。」「この後の形態(「奴隸が自己の計算で手工業者ないし小売商として仕事を営むこと」一筆者)は、それが奴隸の自益心を刺戟しただけに、前の形態(「奴隸を»賃仕事者«として賃貸するという形」一筆者)とくらべていっそ利益があった。主人は、主人として当然うけとらねばならないアポフォラ *ἀποφορά* [奴隸貢納金]を奴隸からうけとった。そしてこの額を奴隸の自益心をくじかない範囲でひきあげることができた。」「主人の権利についていいうならば、いうまでもなく主人は奴隸にたいして、奴隸財産をすべて回収することもできる正式の権利をもちつづけていた……。」(マックス・ウェーバー著・渡辺金一, 弓削達共訳『古代社会経済史—古代農業事情』1976/1959年, pp. 38-39)

さてここに再確認すべきは、上記にみたさまざまな奴隸の現象形態、奴隸に対して執られた種々の処遇形態に横たわる基底的本質であり、それはけっして奴隸の人格の承認、法的賦与に基づくものではなかった。この点を A. Ehrhardt の言葉を借りていえば, "Eine gewisse Vermögensfähigkeit war dem Unfreien wohl unter allen Umständen gewährt; die Sklavenehe wurde wenigstens faktisch anerkannt und hatte bei den Häuslersklaven auch sogar eine klare rechtliche Bedeutung. Diese Bevorzugung der Häuslersklaven aber hatte sich nicht infolge von theoretischen Betrachtungen über die Würde des Menschen ausgebildet, sondern war sehr alt." (Arnold Ehrhardt, "Rechtsvergleichende Studien zum antiken Sklavenrecht I., Wergeld und Schadensersatz," *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Romanistische Abt.* Bd. 68, 1951, S. 84.) 小作奴隸(Häuslersklaven)はこの場合、スバルタのヘイロータイ(Heloten)、デッサリアのペネスタイ(Penesten)を想定しているものの(ibid., S. 82, 84.), ここで強調すべきはかれらへの優遇は、それが古来からあったとはいえ、なによりもそれは人間性の尊重に因るものではなかった、という点である。これは「メイトランド(Maitland)は、奴隸の生命がその主人の暴力には法的に守られていく、という場合でさえ奴隸を『法欠損者』と呼称するであろう(Maitland would call a slave 'rightless' even when his life was legally protected against his master's violence.)」(P. R. Hyams, *King*,

Lords and Peasants-((op. cit.)), p. 125.),これを簡便に言い換えれば、無権利且つ動産としての奴隸に対して、その主人は必ずしも恣意的行為が可能だったわけではない (the fact that a slave, as chattel, has no rights against his master does not necessarily mean that the master can do anything he wishes.) (*ibid.*, p. 126.) という場合においても例外ではない。これを一語でいえば依然として「四足獣で家畜の部類に属するもの」(ガイウス・船田享二訳『法学提要』, 1967年, p. 232)と同列視されていたのであり、諸種の処置が執られたとしても常に奴隸所有者は「奴隸の人身、生産手段、生産物などにたいする一切の権利を維持しようとした」(エム・ヤ・シュジュモフ「ローマ帝国における封建化——」(前提論文) p. 204 (vide, p. 211)) 点が貫かれていたのであり、諸種の処遇形態はすぐれて所有主による支配の一形態にすぎないのである。重ねて強調すれば現実的形態を根拠に、それが奴隸の固有の資質であったかのごとく理解してはならない。これをなおも換言すれば、まさに「使役の形態が奴隸と農奴とを分けるのではない。」(井上靖夫「アングロ・サクソン史研究の現状とその批判」『歴史学研究』, No. 422, 1975年, p. 42. 註35。なお当註冒頭 M. I. Finley の言葉参照)

さて、本稿においてその分析の基本的要点とする法=身分的論点を堅持すべく、かくして奴隸制の本質的属性たる非人間性を再確認する意図として、次の発言を引用し、M. I. Finley と同様当該註を締めくくることとする。“And so we have come full circle: I close as I began by insisting on a sharp distinction between more or less humane treatment of individual slaves by individual masters and the inhumanity of slavery as an institution.” [M. I. Finley, *Ancient Slavery and Modern Ideology* (op. cit.), p. 122. Do., *Die Sklaverei in der Antike* (op. cit.) S. 147] 本章註28参照。

32) さしあたり筆者は、一般に身分と階級は必ずしも個別対応的には一致せず、したがって同一身分内で異なる階級関係が存在しうるのであり、それゆえ階級を分析の視点に据えることは有効であると考える。さて当該問題について最近発表された一つの見解について一語附言しておきたい。すなわち1986年1月わが国で開催された「古代世界研究国際シンポジウム」において発表された William V. Harris, “On the Applicability of the Concept of Class in Roman History”, Toru Yuge and Masaoki Doi (eds.), *Forms of Control and Subordination in Antiquity*, 1988. である。

さて、W. V. Harris は階級的視点を承認する場合、“the thought that most slaves and practically all free wage laborers—a very ill-treated group—might be counted as members of the same social class, in spite of the differences between them” (ほとんどの奴隸と実質上すべての自由人賃労働者—きわめて虐待されていたグループ—とは、彼らの間に相違はあるにしても、同じ社会階級のメンバーに数えられてよいとする考え方) (*ibid.*, p. 603. 邦訳は、松本宣郎訳「ローマ史における階級概念の有効性」『歴史』第70巻, 1988年, p. 132. 傍点筆者) を承認しなければならないという。しかもこれを次のごとく展開する。“a class system does not have to be a two-class system. (階級システムは二階級システムでなくてはならない、とは限らない)” (*ibid.* 同所) のであり、“there is nothing sacred about duality: (事柄の二元論的性格については聖域はない)” (*ibid.* 同書, p. 131)。そもそも “when De Ste. Croix tried to define “class” in such a way that there could only be two of them he enmeshed himself in a frightful verbal tangle. (ドニサントニクロワは「階級」を、それが二つしかありえないというやり方で定義づけようとしているから、用語の上でおそらく混乱をきたし、自らを網の中に閉じ込めることになった)” (*ibid.*, p. 604. 同書, pp. 133–134) と批判する。かくしてさしあたり “We could distinguish three classes. (我々は三つの階級を弁別することができる。)” (*ibid.* 同書, p. 134)。さらに “And it may very well be that others would prefer to subdivide the classes described. (またここに記された階級をさらに分割したいと思う者があってもよいだろう)” (*ibid.*, p. 605. 同所) と主張する。

さてここで筆者は W. V. Harris の提案する 3 つあるいはそれ以上の階級規定それ自体を敢えて否定

するつもりはない。それも有効な1つの方法でありうるだろう。但し筆者が危惧するのはそうすることによって分析のためのシャープなメス (Messer) としての機能が鈍化しないか、という点である。従来の階級的観点に立つ分析方法は、製肉作業にたとえて言えば骨および肉それぞれの、その種類やその大小はともあれ、ともかくも骨と肉をはっきりと分離したのであり、この限りにおいて有効ではなかったか。骨と肉の種類やその大小の分類は二次的次元において考究されるべき課題ではなかろうか。すなわち筆者は一般論としては従来の階級的視点の有効性を認めたい。しかし筆者にとって当面の関心は奴隸の身分と階級をめぐる問題である。

- 33) 峯岸賢太郎「幕藩制社会の身分構成」深谷克巳、松本四郎編『幕藩制社会の構造』1980年, p. 14. なお後続部分は「そして奴隸制のみならず前資本制的階級関係一般が、本来的に身分関係として存在しているのである（ただし、逆の論理はなりたない。）」とある。さて当該主張部分において、文字どおり奴隸制を含めた「階級関係一般」と解されるならば若干の躊躇を感じざるをえない。すなわち筆者は、不勉強を顧みず敢言すれば、奴隸制については「逆の論理」は成立すると考える。つまり奴隸は身分規定と階級規定は一致すると考える。奴隸とはむしろ双方が一体となっているものとして理解すること、これが従来しばしばされた身分規定に由る奴隸概念の認識と階級的観点に立つ実態（現象形態）との齟齬から発生する深刻な混乱から脱出する方法ではないかと考える。しかも本稿が、奴隸分析に当っては、縷々のとく、繰返し身分=法的観点を第一義的として強調するのは、階級的観点に拠る分析から招来しがちな、場合によれば身分関係をも蚕食し、逸脱しかねない不明瞭な分析の切片を払拭したいからである。なお、このような懸念について筆者はすでに表明した（拙稿「部族法典にみる奴隸について」『前掲』pp. 20-21, 註2。ちなみに、同註との関連で、峰岸純夫「序説 日本中世社会の構造と国家」原秀三郎、峰岸純夫他編『大系日本国家史』2, 中世, 1975年, p. 31, 註<3>参照）。

ちなみに安良城盛昭氏は峯岸賢太郎氏発言以前に「階級的実態の変化に対応して、直ちに、身分が変化するものではなく、したがって、身分も変化したかどうかは、階級的実態の変化の確認のみでは不明であり、身分そのものの具体的なあり方の検討なしには何等の結論も下しえないということになる。」（安良城盛昭「法則認識と時代区分論」『岩波講座 日本歴史』24, 1977年, p. 76）と述べられた。これは同趣旨の発言として賛意を表明したい。但し、氏は奴隸身分を分析するに際して5つの基本的側面を析出し、これを、①他人の所有の対象、②下人の無所有=所有の非主体、③下人の被給養=非自立、④下人に対する被給養=非自立の強制、⑤苛酷な支配の対象、とした（同書, p. 90）。ここで5つの基本的側面について少しく印象的感想を述べたい。まず①が論理的起点である（同書, p. 88）ことは言うまでもない。したがって②は当然その論理的帰結である。次に③④は厳密に言えば①の論理的帰結として異論はないものの、現実的な形態として仮に家内奴隸、労働奴隸的奴隸形態のみが想定される場合はいざ知らず、これは必ずしも奴隸の基本的側面とはいえないのではないか。すなわち、氏は「(1)主家より『外居』し、(2)賦役労働を主家に提供する、(3)農民としての下人、という戸田が挙げる三つの指標のみを以てしては、この下人を直ちに科学的範疇としての農奴と断定することが不可能」（同書, pp. 85-86）と述べられた。これを裏返せば、「三つの指標」にもかかわらず、それが奴隸である可能性を示唆されたわけである。つまり③④は筆者による上記の仮定的形態を除いては必ずしも基本的形態とはいえないのではないか。この点は主要な論点として「小屋住み奴隸」（=「A-S型奴隸」）の可否を検討せんとする本稿にとって重要な問題である。次に①は、単に生物としてのヒトにとどまらず、喜怒哀楽を具有する人間としての人格の否定であってみれば、これが⑤「苛酷な支配」であることは言うまでもない。しかしこの「苛酷な支配」が仮に体罰による肉体的苦痛（同書, p. 90）あるいは子分け（同書, pp. 81-84）を含意しているとするならば、それがけっして人格を尊重したことではなく、支配し、収奪するための純粹に経済的観点によるものであったとしても、必ずしもこのようなことが例外なく実施されたわけではない。したがって⑤は必ずしも奴隸身分を識別するための不可欠な基本的側面とはいえないのではないか。しかしながら磯貝富士男氏が夫婦関係の一方的な分離を「ミゼラブルな状態」とし

て重要視される（磯貝富士男「日本中世隸奴法の基礎的考察」『歴史学研究』No. 424, 1975年, p. 44) のは⑤が日本史学界の共通項なのであろうか。そこで日本史に疎い筆者にあって「現時点（1985年一筆者）においては……身分実態と諸論点の提示は、ほぼ出そろっている」（峰岸純夫「中世の身分制研究と下人身分の特質」『中世史講座』4, 1985年, p. 243) という好条件にある日本史学界の中・近世の身分制研究は、西洋中世との比較史的見地において有利な状況にあるといえる。しかしながら本稿においてはこれを活用することはできず、他日を期さざるをえない。

- 34) 後続の2文章を引用すれば，“Many an investigator will leave his bones to bleach in that desert before it is accurately mapped. It may be doubted whether Dr Stubbs himself was fully aware of the treachery of the ground that he traversed.”(H. A. L. Fisher (ed.), *The Collected Papers of Frederic William Maitland, vol. III, 1911*, p. 506.) とある。歴史研究は底知れぬ困難性を秘めている。なお、当該引用部分に言及したものとして、T. H. Aston, “The Origins of the Manor in England with A Postscript”, T. H. Aston, P. R. Coss, Christopher Dyer, and Joan Thirsk(eds.), *Social Relations and Ideas Essays in Honour of R. H. Hilton, 1983*, p. 43.

(未完)